



議第1416号

建築基準法第51条に基づく
一般廃棄物処理施設の設置

議第1417号、議第1418号、議第1419号

建築基準法第51条に基づく
産業廃棄物処理施設の設置

■ 建築基準法第51条について

- ・卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場
その他政令で定める処理施設※の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない

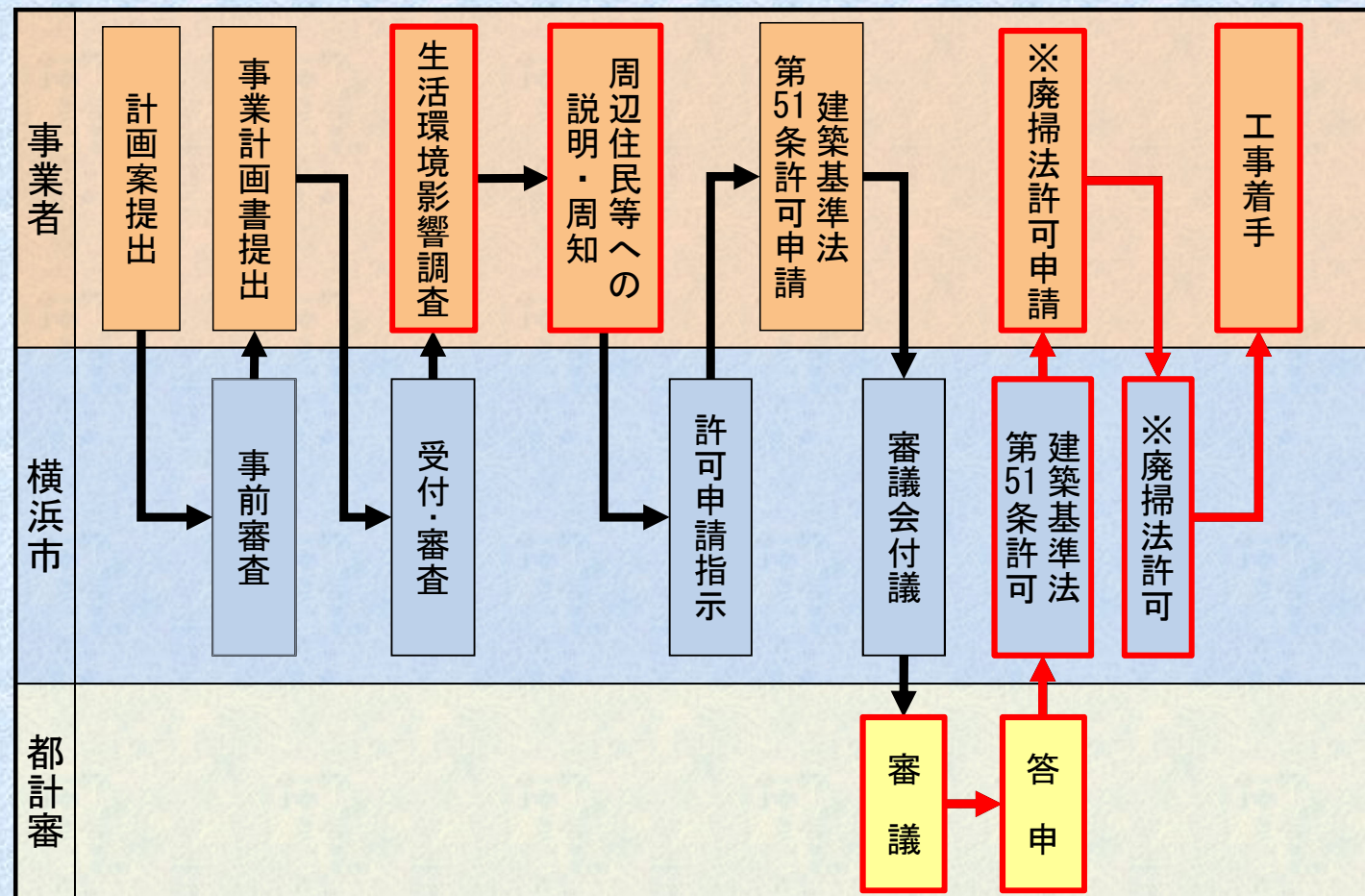
※一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条)
産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条)等

- ・ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない

【本市の運用】

- ・市が設置する場合は、通常、都市計画に定める例) 卸売市場、火葬場、ごみ焼却場
- ・民間事業者が設置する場合は、通常、建築基準法第51条に基づき許可例) 政令で定める処理施設(廃棄物処理施設)

■ 処理施設の設置又は変更に係る流れ



※廃掃法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

■ 建築基準法第51条許可基準

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■ 案件概要

5

■ 議第1416号

建築基準法第51条に基づく一般廃棄物処理施設の設置

- 【名称】 J&T環境株式会社
- 【申請者】 J&T環境株式会社
- 【位置】 横浜市鶴見区末広町2丁目1番の8の一部
- 【用途地域等】 工業専用地域
- 【施設概要】

施設概要	市内一般家庭から収集したプラスチック製容器包装の中間処理施設
既存許可	平成16年3月29日許可 一般廃棄物処理施設

➡上記に加え、プラスチック製品の
中間処理を行うため、新たな施設の設置

■ 建築基準法第51条の適用（一般廃棄物処理施設）

6

許可対象処理施設		許可対象 処理能力	処理能力	
(品目)	(名称)		(既許可)	(変更後)
廃プラス チック類	破袋施設 1	5 t / 日以上 または 既許可の処 理能力の1.5 倍を超える	—	<u>98.16 t / 日</u>
	破袋施設 2		—	<u>16.08 t / 日</u>
	破袋・選別施設		—	<u>225.53 t / 日</u>
	圧縮梱包施設		<u>134.1t/日</u>	<u>229.92 t / 日</u>
	圧縮施設			<u>49.44 t / 日</u>

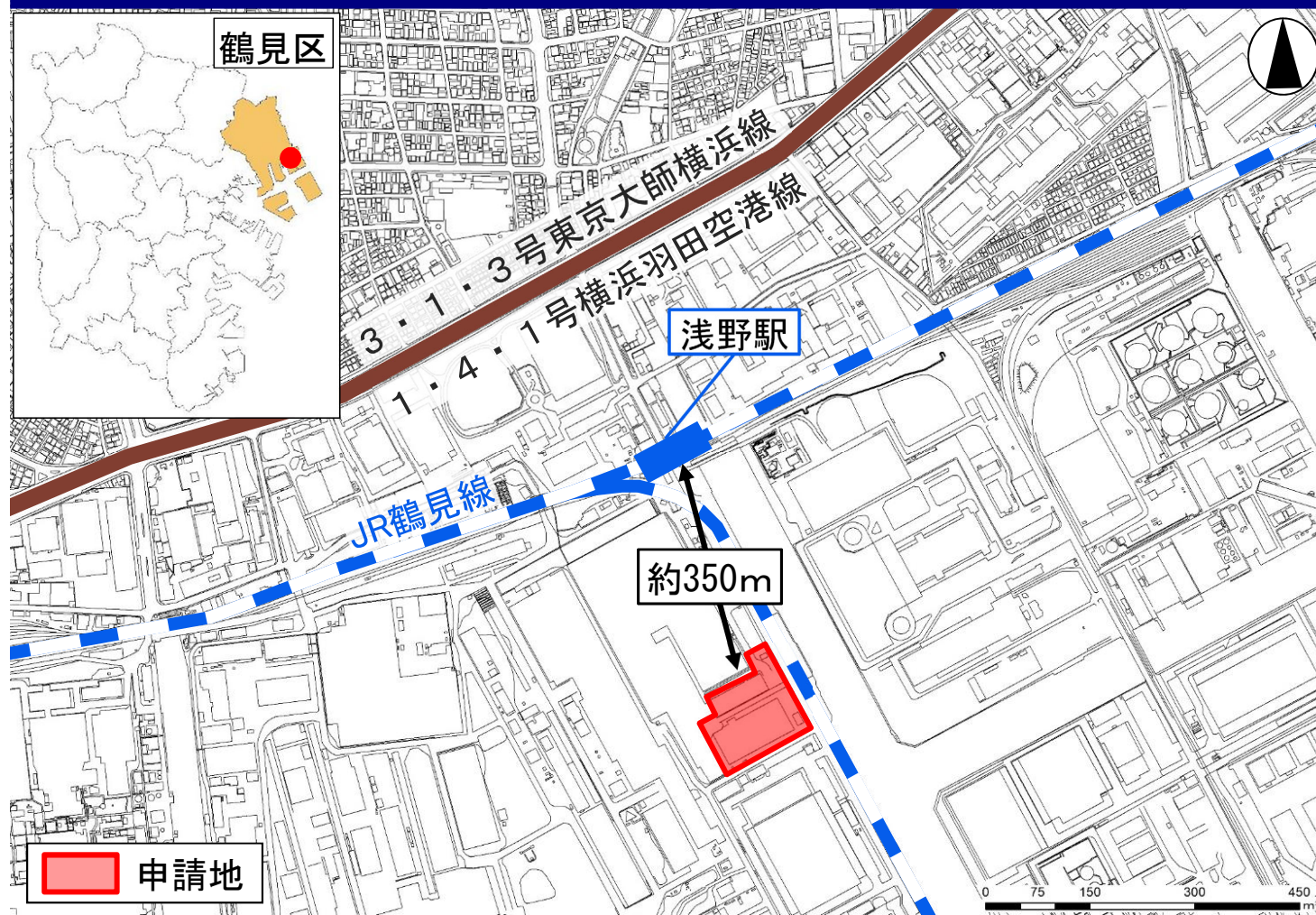
【本件の許可内容】

- ・ 計画処理能力が許可対象処理能力を超える施設を新たに設置
- ・ 変更前の1.5倍を超える計画処理能力

➡ **建築基準法第51条の許可が必要**

■ 位置図

7



■ 航空写真

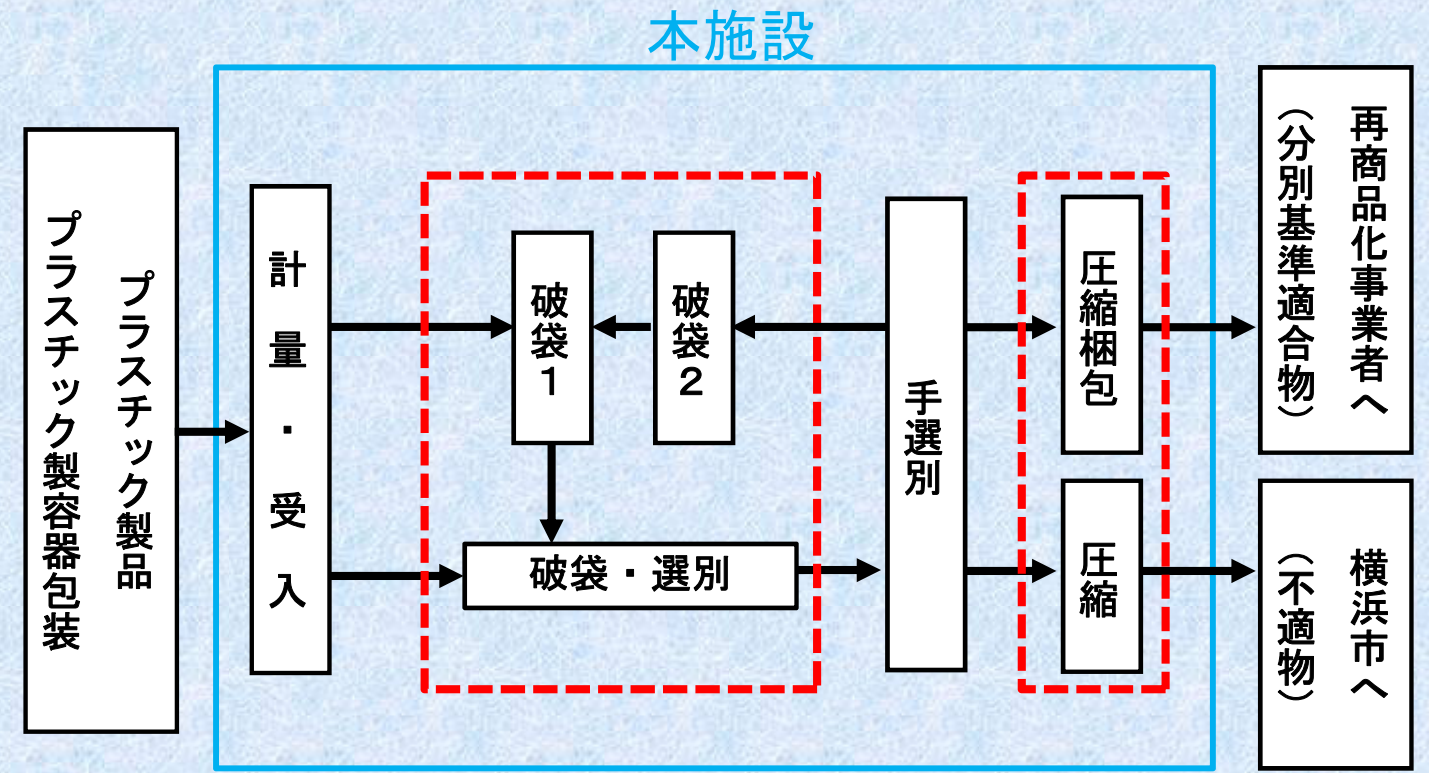
8



■周辺状況



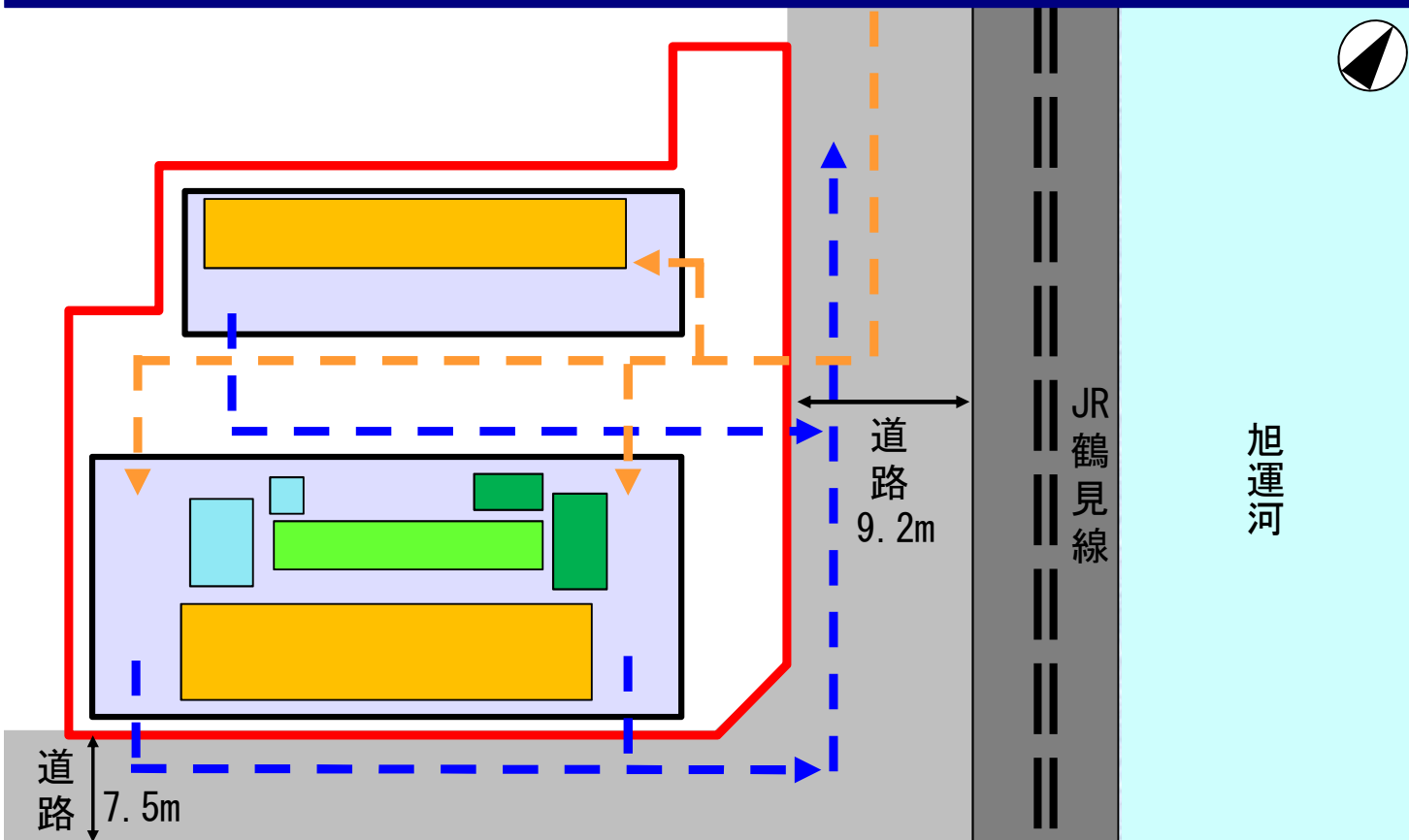
■処理フロー



(稼働時間：24時間)

許可対象施設

■処理フロー（配置図）



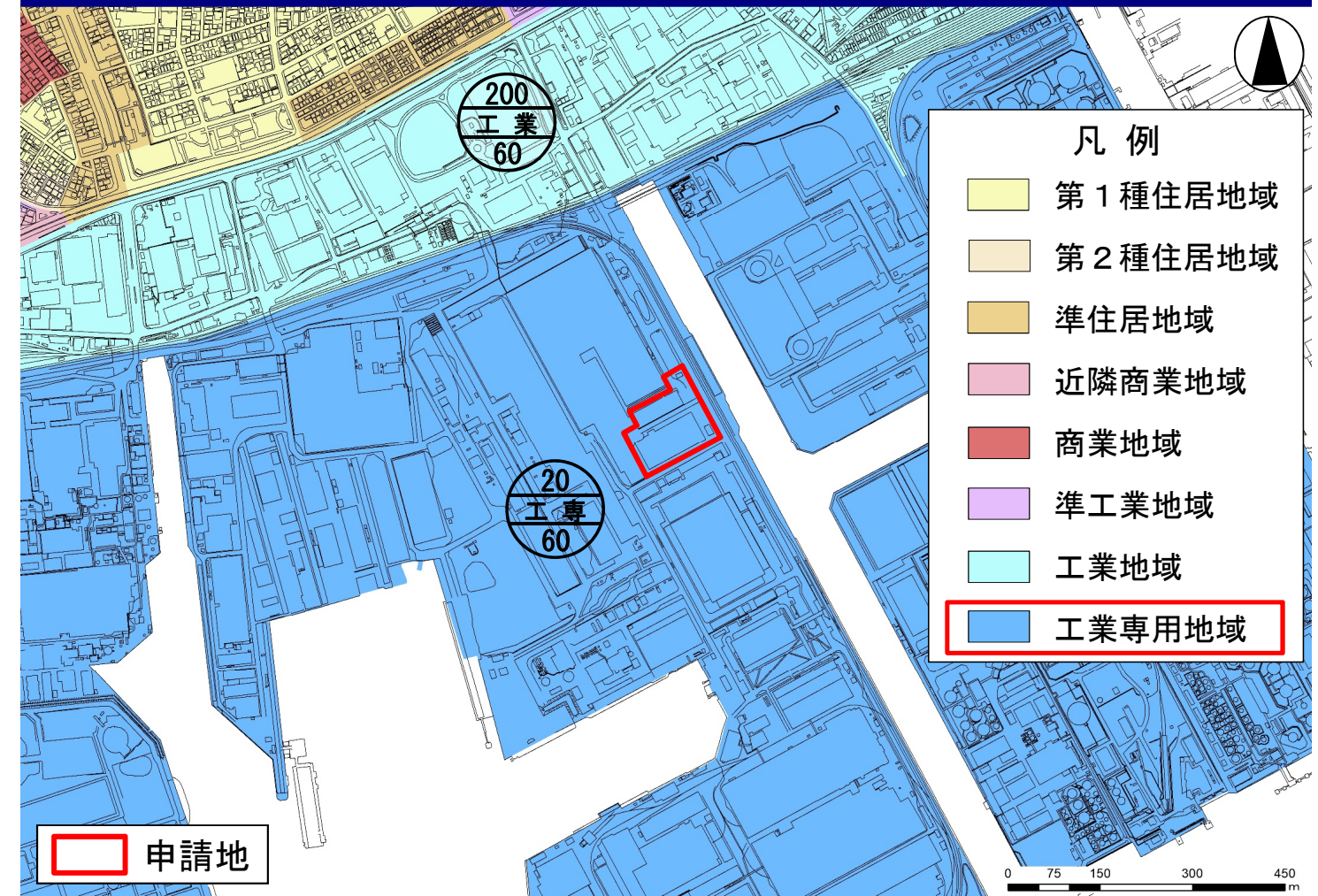
- 申請地
- 破袋施設
- 圧縮・圧縮梱包施設
- 搬入ルート
- 建築物
- 破袋・選別施設
- 保管施設
- 搬出ルート

■建築基準法第51条許可基準

- 立地
- 道路・交通等
- 周辺環境
- 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

- ・ 工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とする。
- ・ 準工業地域又は市街化調整区域に建築する場合は、風致地区、地区計画、建築協定が指定されていない地区（区域）とする。
- ・ 住居系又は商業系の用途地域には建築しない。



■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

- ・ 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違えることができる幅員※を有すること。

※搬出入車両が大型車：6.5m以上
普通車：5.0m以上

- ・ 処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないように、対策を講じること。

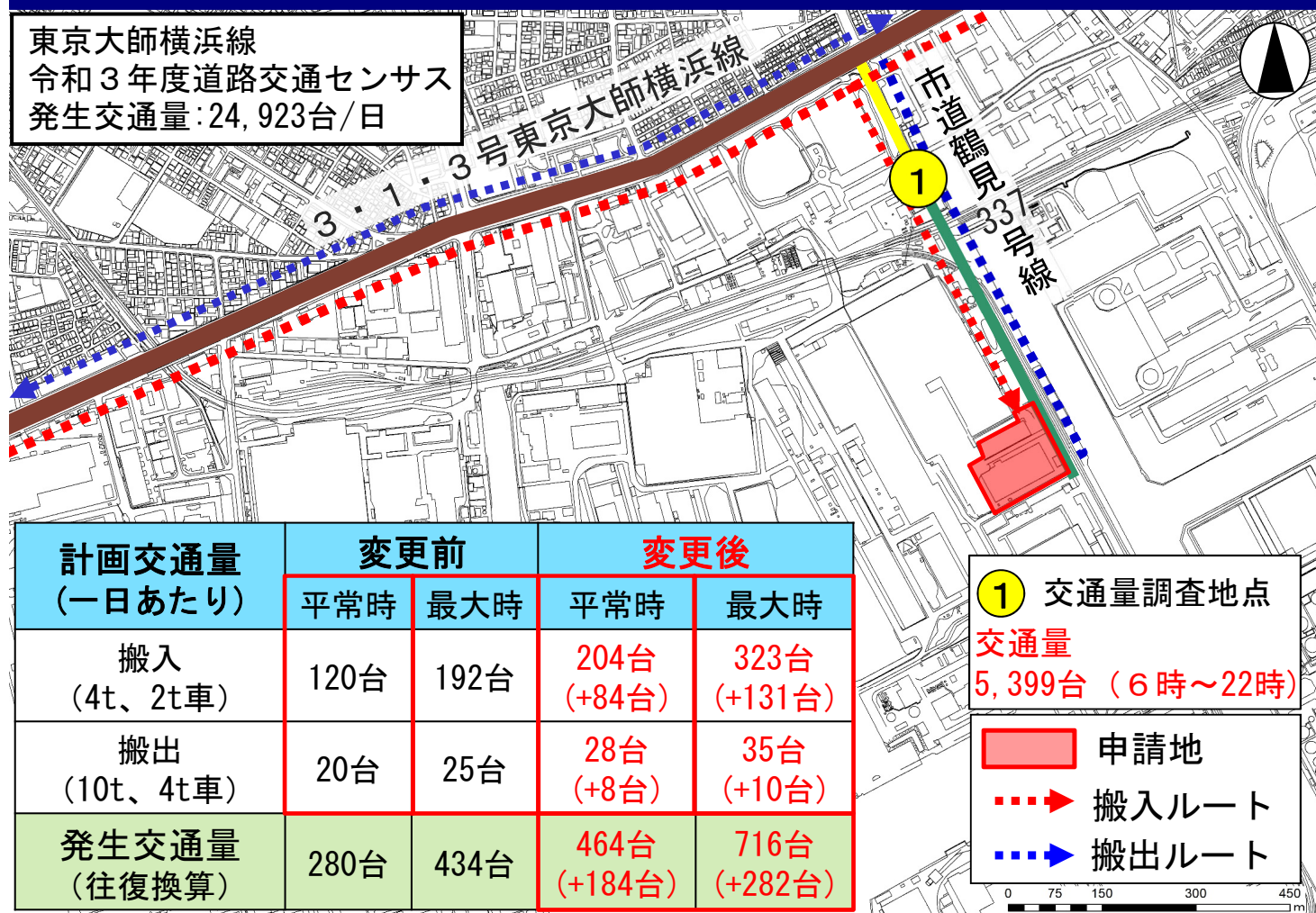
■搬出入ルート

17



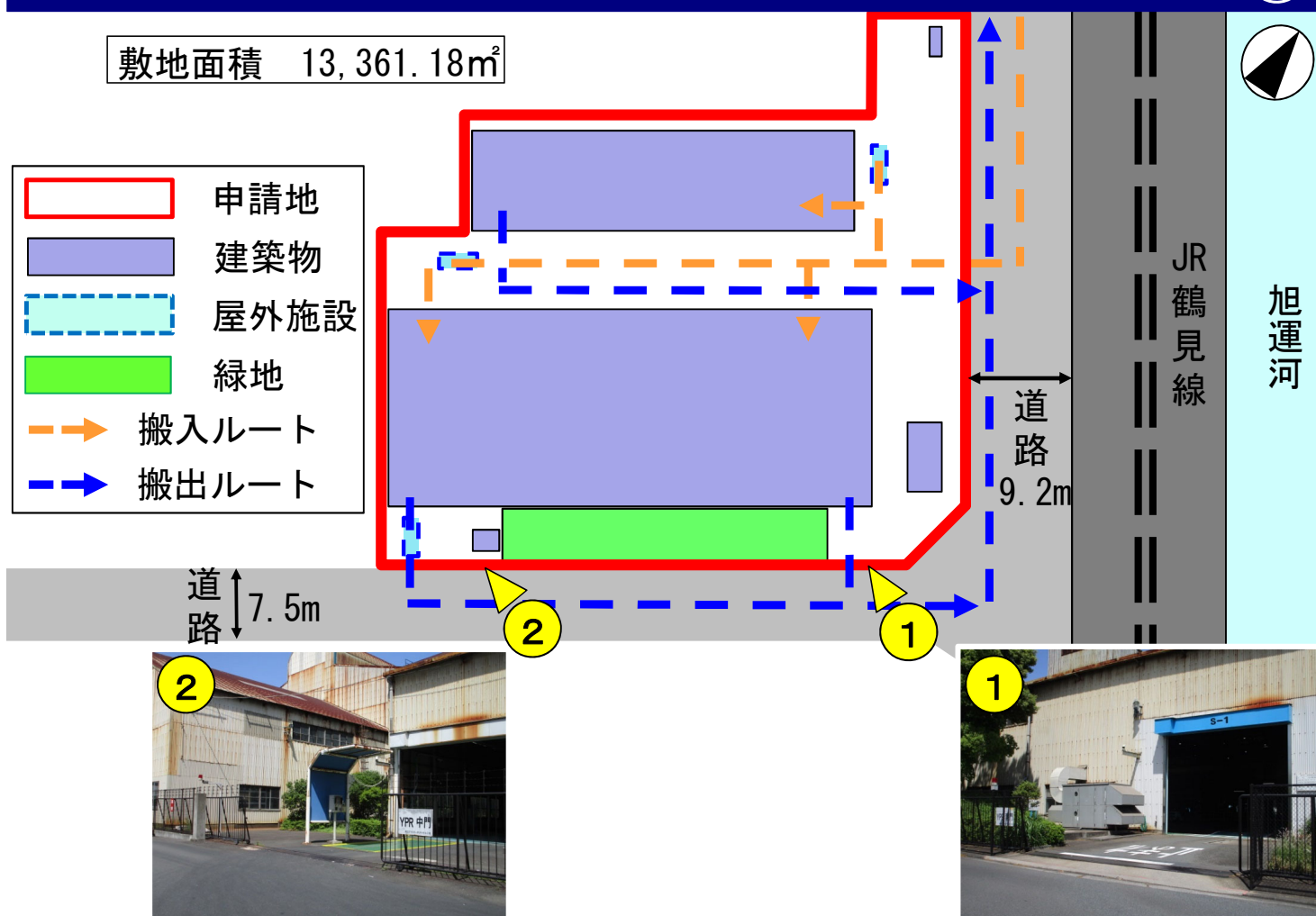
■搬出入ルート

18



■搬出入ルート (平面図)

19



■建築基準法第51条許可基準

20

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■ 建築基準法第51条許可基準【周辺環境】 21

・ 内陸部に処理施設を建築する場合は、原則として学校、病院等※1に近接しないこと。

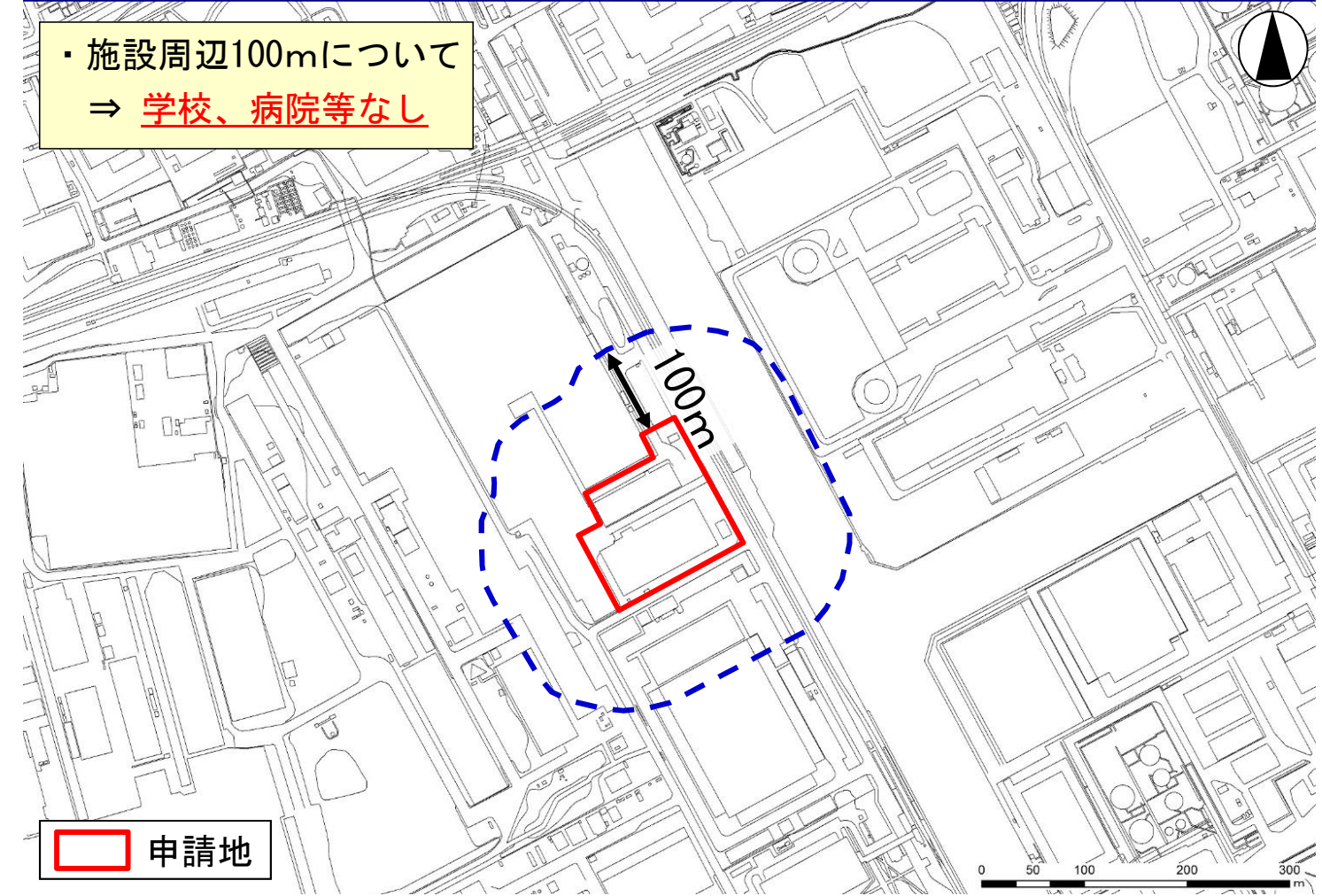
※1 学校、病院、診療所、児童福祉施設若しくは老人福祉施設又は住居系の用途地域内の住宅

・ 特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、これらに著しい影響※2を与えないよう、十分な対策※3を講じること。

※2 処理施設に起因する騒音、振動又は悪臭
 ※3 学校、病院等の敷地境界線において、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく住居地域の基準を満たす対策

■ 周辺環境 22

・ 施設周辺100mについて
 ⇒ 学校、病院等なし



■ 周辺への配慮 23

・ 周辺環境への影響が想定される項目について、生活環境影響調査を実施

【調査項目】

- ・ 騒音
- ・ 振動
- ・ 悪臭

➡ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満たす計画

■ 生活環境影響調査の実施結果(騒音・振動・悪臭) 24

【施設の稼働に伴う影響予測】

	市条例※に基づく規制基準	敷地境界における最大予測値
騒音	75 dB (6時~23時)	73 dB
	65 dB (23時~翌6時)	65 dB
振動	70 dB (8時~19時)	52 dB
	65 dB (19時~翌8時)	51 dB
悪臭	臭気指数 15	10未満

(稼働時間：24時間)

関係法令：騒音規制法
 振動規制法
 悪臭防止法
 横浜市生活環境の保全等に関する条例 (※)

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

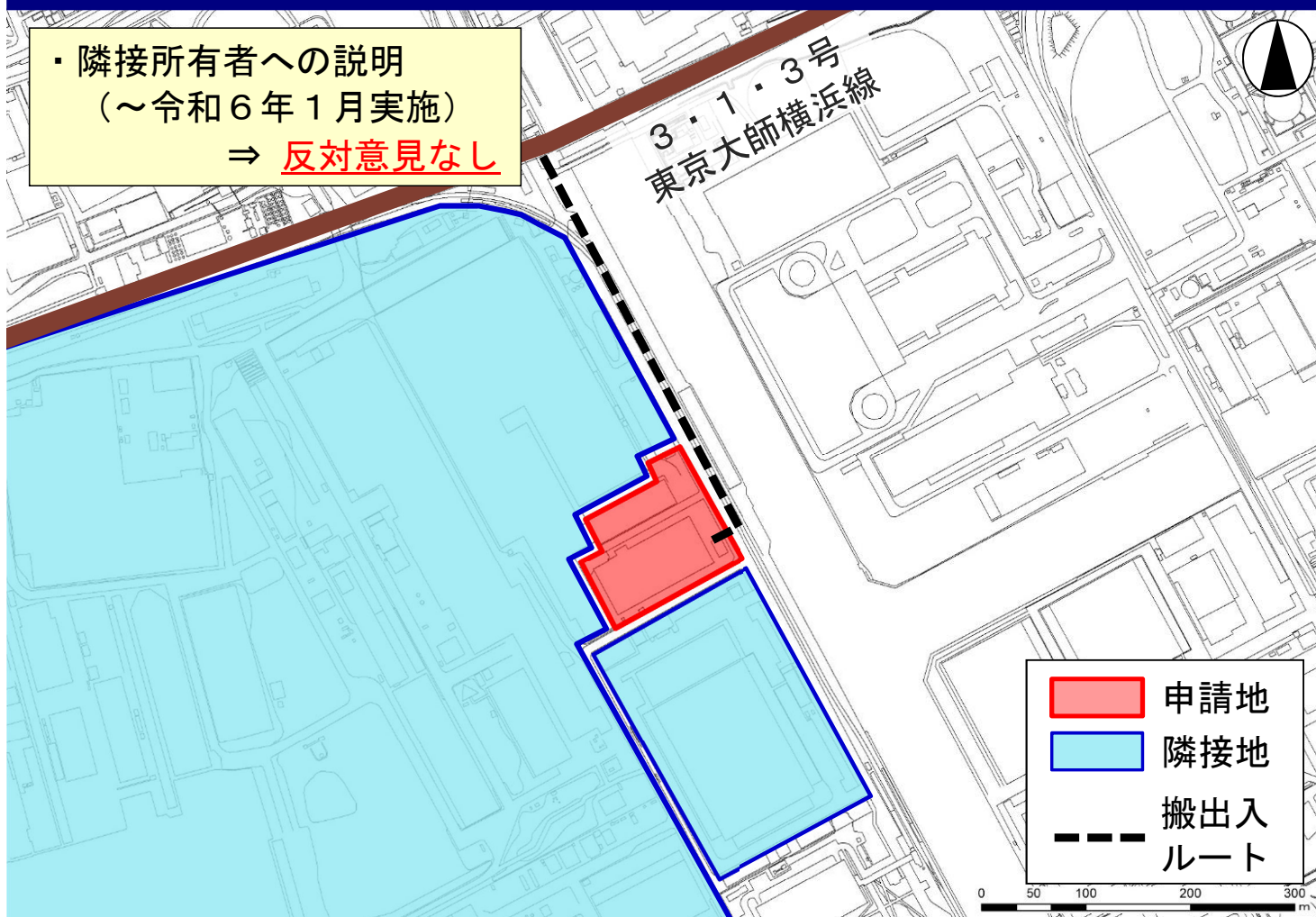
■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

・ 周辺住民等※に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。

- ※ (1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する自治会等の団体
- (2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者
- (3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者

・ 隣接所有者への説明
(～令和6年1月実施)
⇒ 反対意見なし



■ 立地

工業専用地域に立地していること

■ 道路・交通等

幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違えることができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないように対策を講じていること

■ 周辺環境

騒音・振動・悪臭の発生源に対して、十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること

■ 住民説明

隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

以上により許可基準に適合しており、

本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考える。

■ 案件概要

29

■ 議第1417号

建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

- 【名称】 横浜環境保全株式会社
- 【申請者】 横浜環境保全株式会社
- 【位置】 横浜市金沢区鳥浜町2番22他3
- 【用途地域等】 工業地域
- 【施設概要】

種 類	産業廃棄物処理施設（焼却処理施設）
取扱廃棄物	汚泥、廃油、廃プラスチック類、 その他（廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、 感染性産業廃棄物）

➡ 新たに、産業廃棄物処理施設の焼却処理施設を新設

■ 建築基準法第51条の適用（産業廃棄物処理施設）

30

許可対象処理施設		許可対象 処理能力	処理能力 (計画)
(処理方式)	(品目)		
焼却	汚泥	<u>10m³/日超</u>	<u>15.27m³/日</u>
	廃油	<u>4 m³/日超</u>	<u>21.33m³/日</u>
	廃プラスチック類	<u>1 t /日超</u>	<u>33.60 t /日</u>
	その他	<u>6 t /日超</u>	<u>74.40 t /日</u>

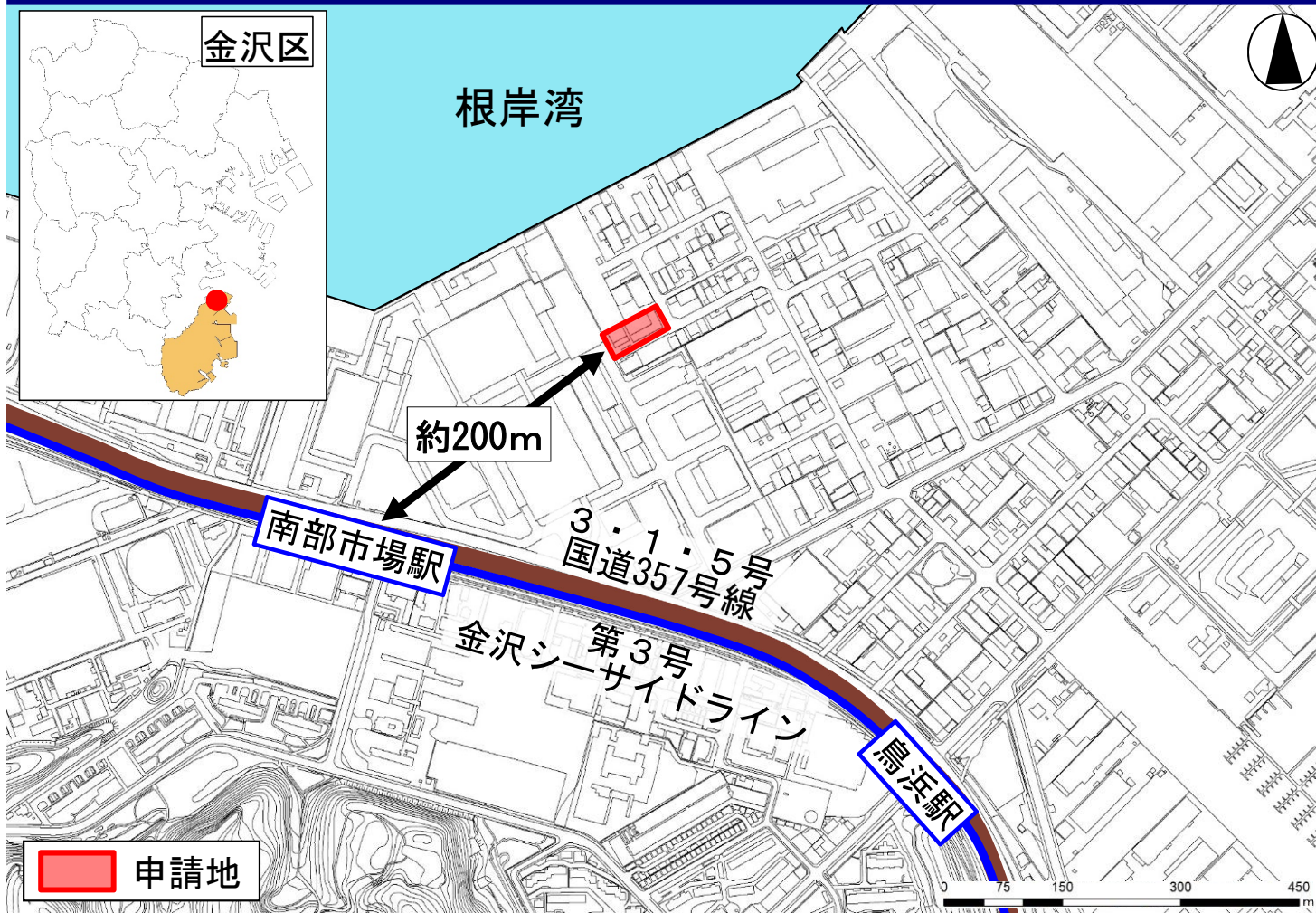
【本件の許可内容】

- ・ 計画処理能力が許可対象処理能力を超える施設を新たに設置

➡ 建築基準法第51条の許可が必要

■ 位置図

31



■ 航空写真

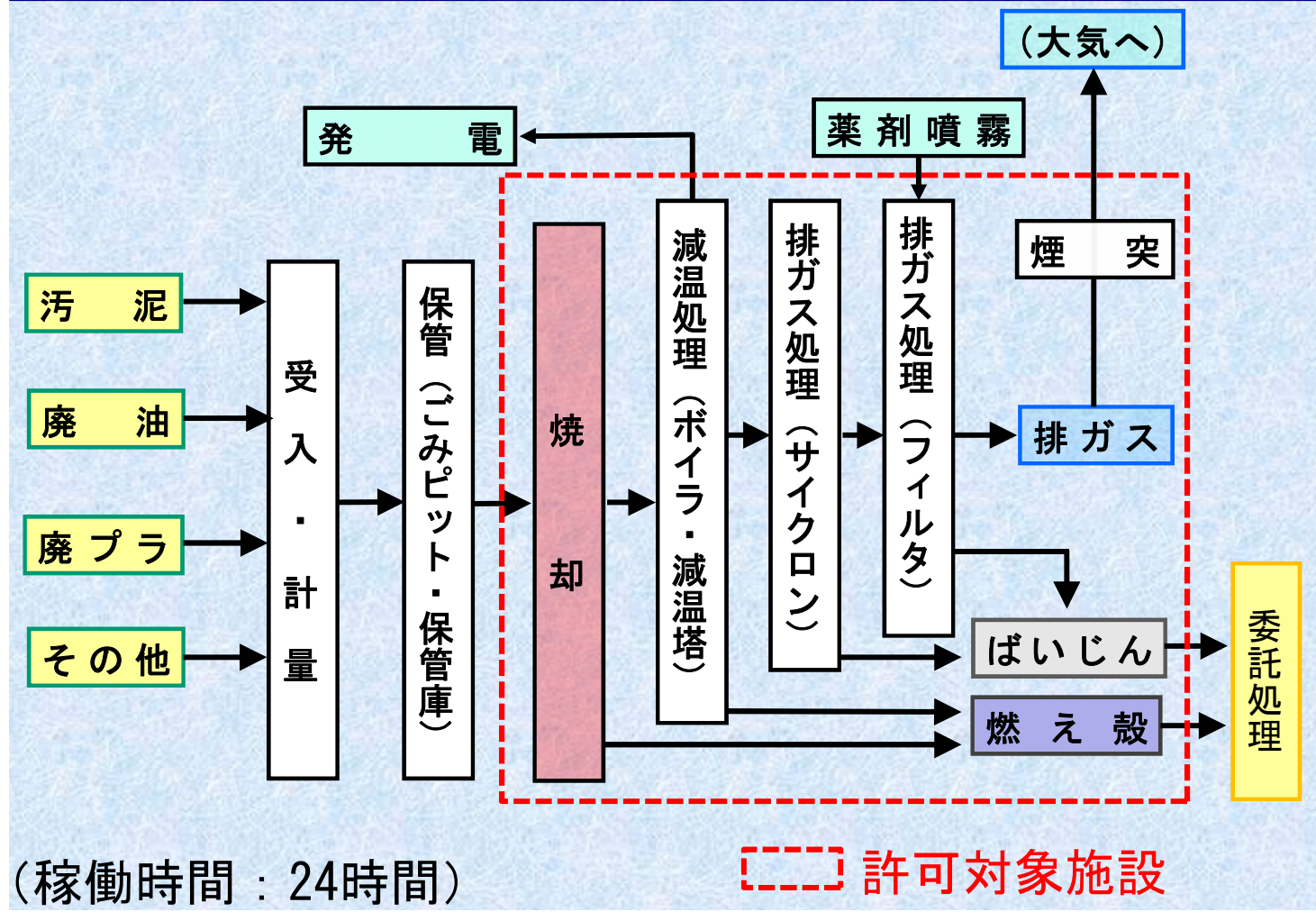
32



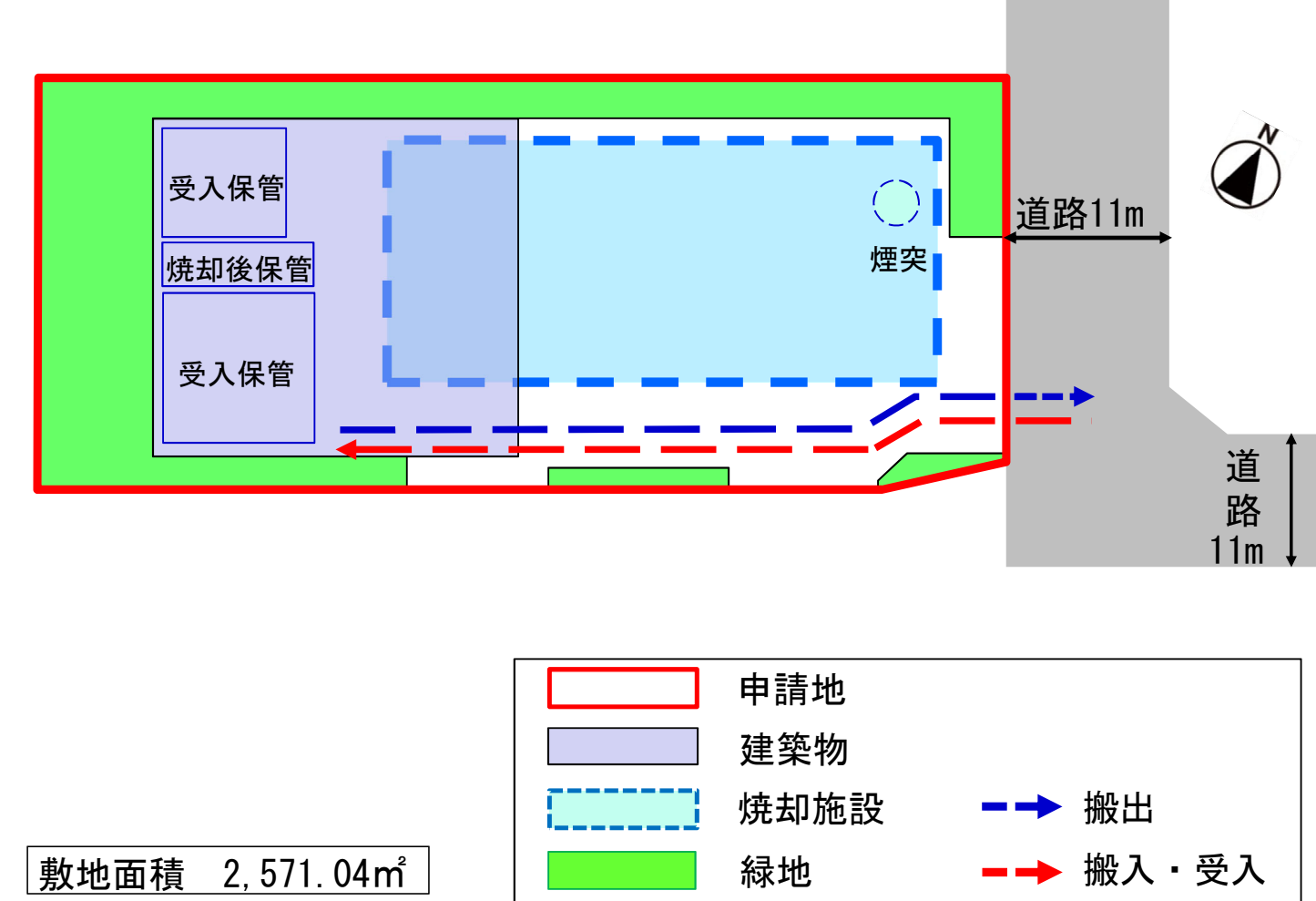
■周辺状況



■処理フロー



■処理フロー (配置図)

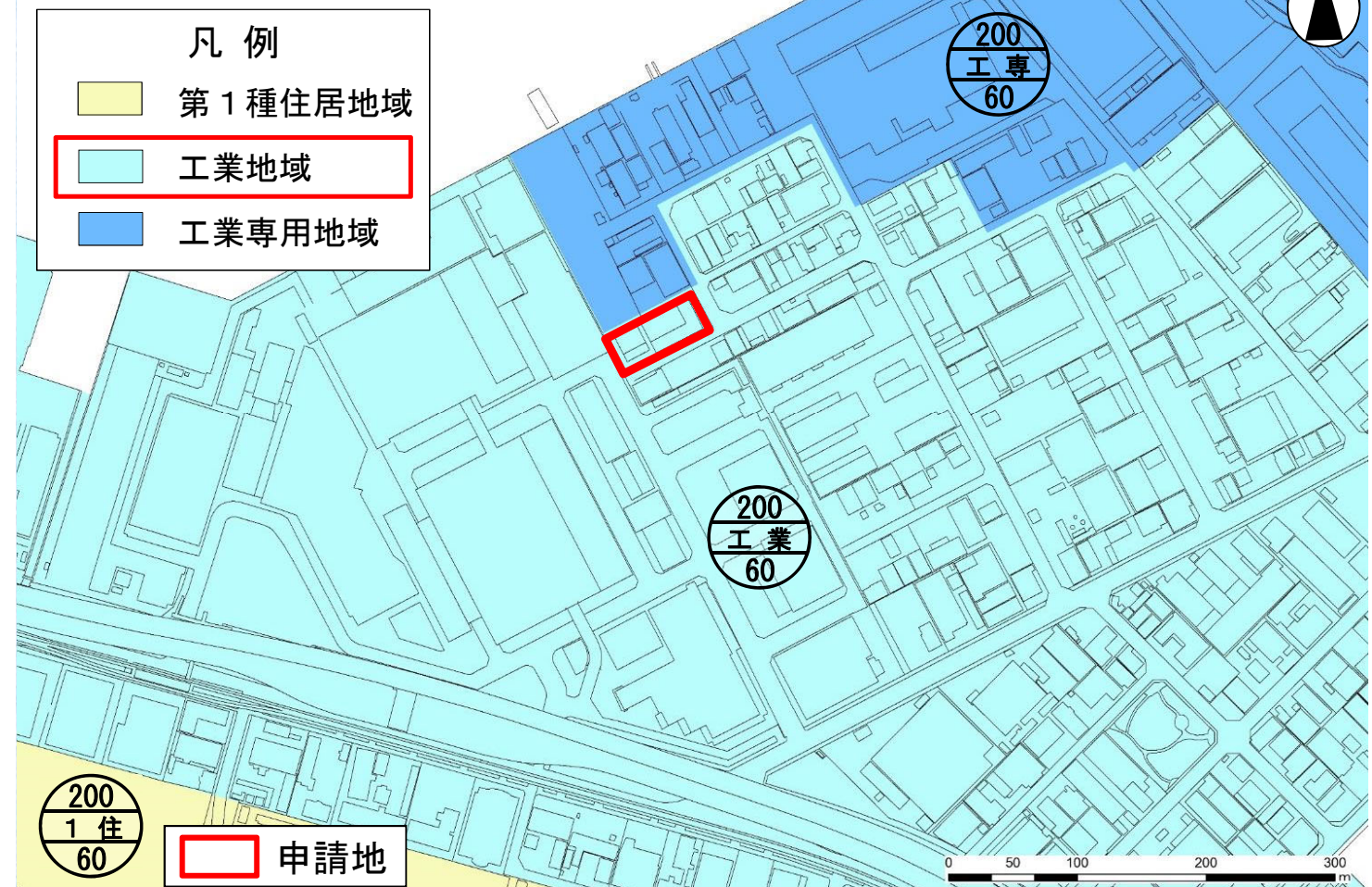


■建築基準法第51条許可基準

- 立地
- 道路・交通等
- 周辺環境
- 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照 (平成18年4月1日 横浜市制定)

- ・ 工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とする。
- ・ 準工業地域又は市街化調整区域に建築する場合は、風致地区、地区計画、建築協定が指定されていない地区（区域）とする。
- ・ 住居系又は商業系の用途地域には建築しない。



■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

- ・ 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違えることができる幅員※を有すること。

※搬出入車両が大型車：6.5m以上
普通車：5.0m以上

- ・ 処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないように、対策を講じること。

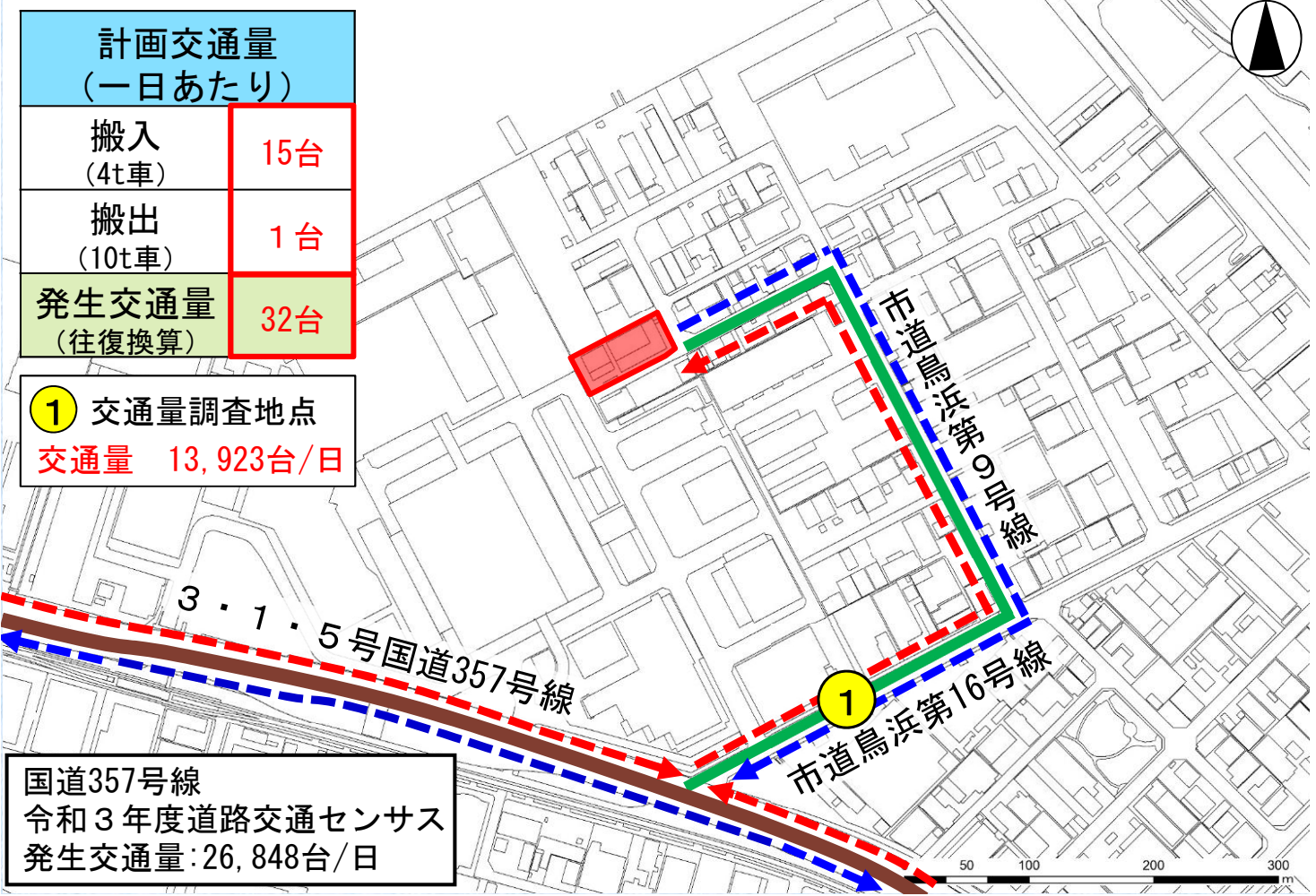
■搬出入ルート

41



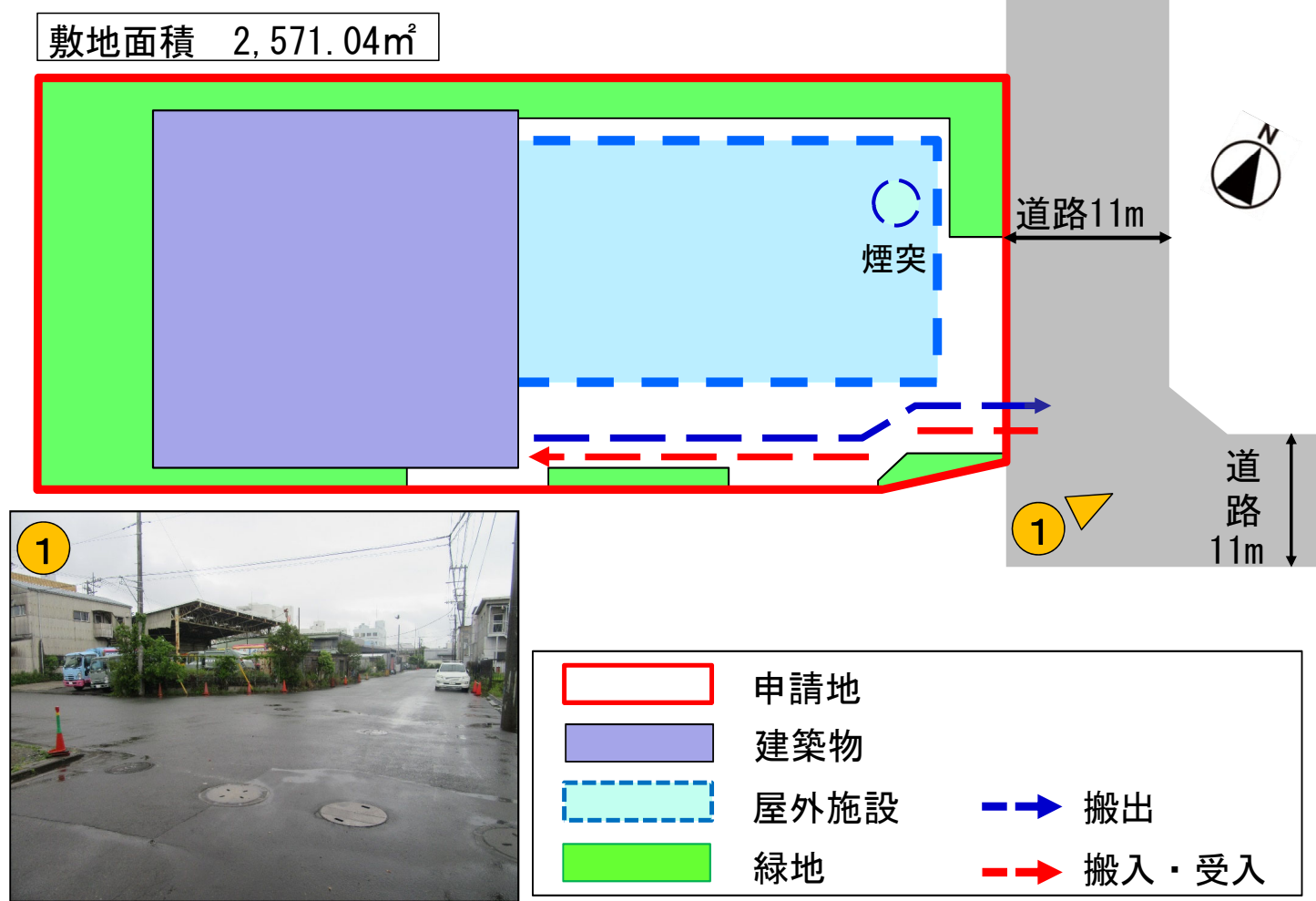
■搬出入ルート (交通量)

42



■搬出入ルート (平面図)

43



■建築基準法第51条許可基準

44

- 立地
- 道路・交通等
- 周辺環境
- 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照 (平成18年4月1日 横浜市制定)

・ 内陸部に処理施設を建築する場合は、原則として学校、病院等※1に近接しないこと。

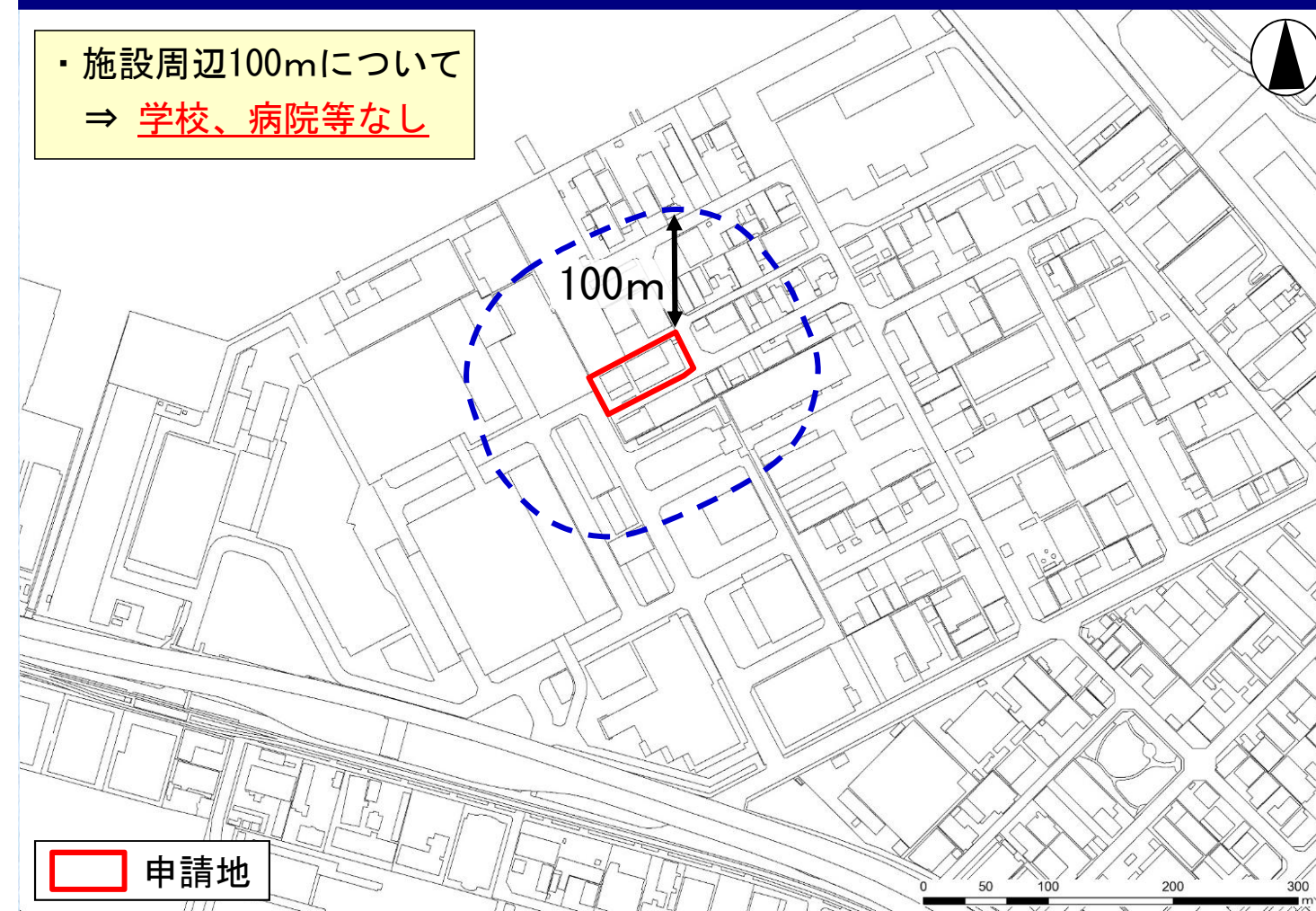
※1 学校、病院、診療所、児童福祉施設若しくは老人福祉施設又は住居系の用途地域内の住宅

・ 特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、これらに著しい影響※2を与えないよう、十分な対策※3を講じること。

※2 処理施設に起因する騒音、振動又は悪臭

※3 学校、病院等の敷地境界線において、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく住居地域の基準を満たす対策

・ 施設周辺100mについて
⇒ 学校、病院等なし



申請地

・ 周辺環境への影響が想定される項目について、生活環境影響調査を実施

【調査項目】

- ・ 大気質
- ・ 騒音
- ・ 振動
- ・ 悪臭

➡ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満たす計画

【排気筒（煙突）排ガスの排出に伴う影響予測】

予測項目	環境基準	最大着地濃度地点予測値
二酸化窒素 (ppm)	0.04ppm以下 (日平均値)	0.036ppm (日平均値)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.10mg/m ³ 以下 (日平均値)	0.044mg/m ³ (日平均値)
二酸化硫黄 (ppm)	0.04ppm以下 (日平均値)	0.0066ppm (日平均値)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	0.010pg-TEQ/m ³ (年平均値)

(稼働時間：24時間)

関係法令：環境基本法
ダイオキシン類対策特別措置法
横浜市生活環境の保全等に関する条例

【施設の稼働に伴う影響予測】

	市条例※に基づく規制基準	敷地境界における最大予測値
騒音	70 dB (8時~18時)	64 dB
	65 dB (6時~8時、18時~23時)	58 dB
	55 dB (23時~翌6時)	55 dB
振動	70 dB (8時~19時)	57 dB
	60 dB (19時~翌8時)	56 dB

【排気筒(煙突)排ガスの排出に伴う影響予測】

	市条例※に基づく規制基準	最大着地濃度地点予測値
悪臭	臭気指数 15	10未満

(稼働時間: 24時間)

関係法令: 騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
横浜市生活環境の保全等に関する条例 (※)

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

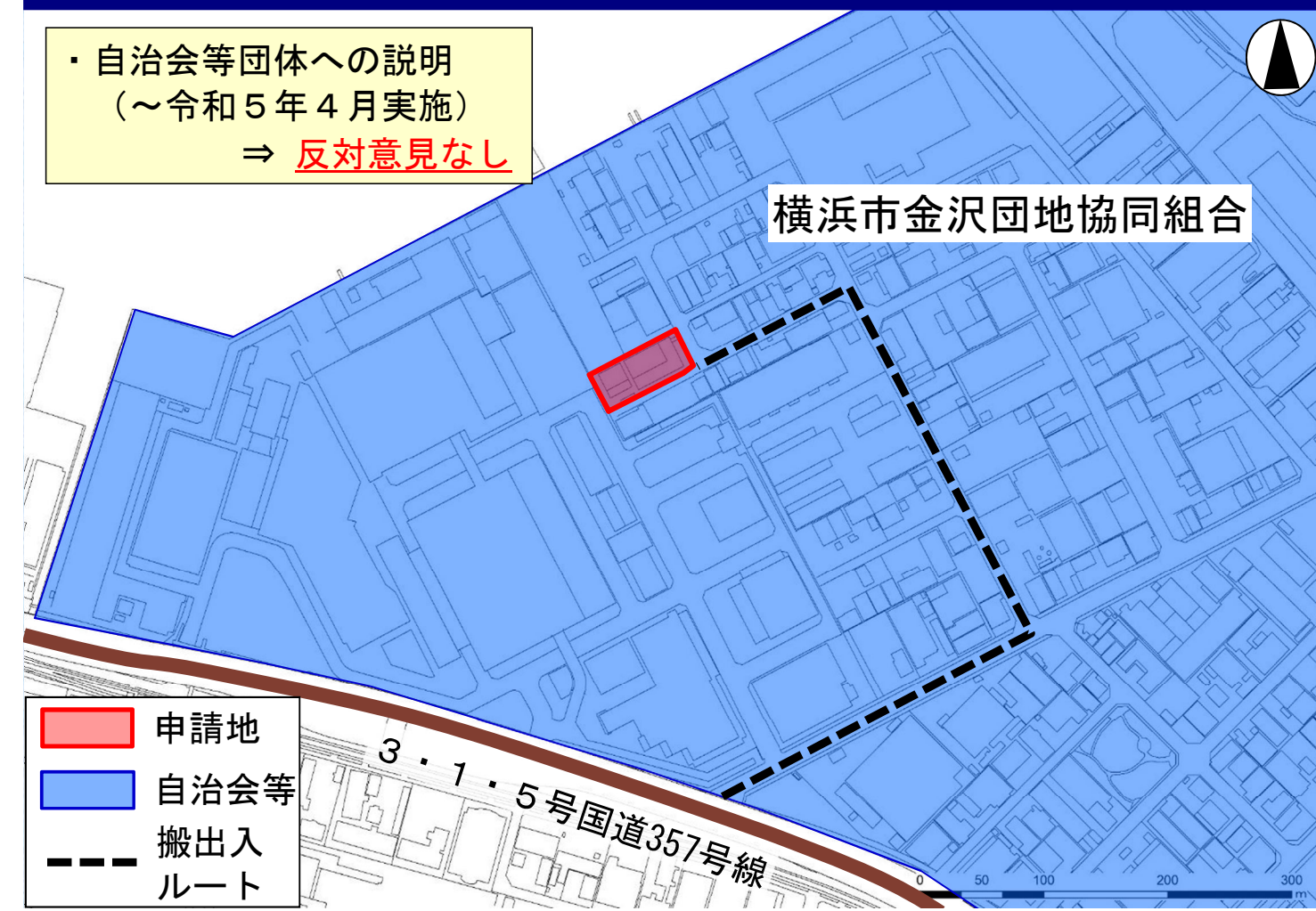
■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

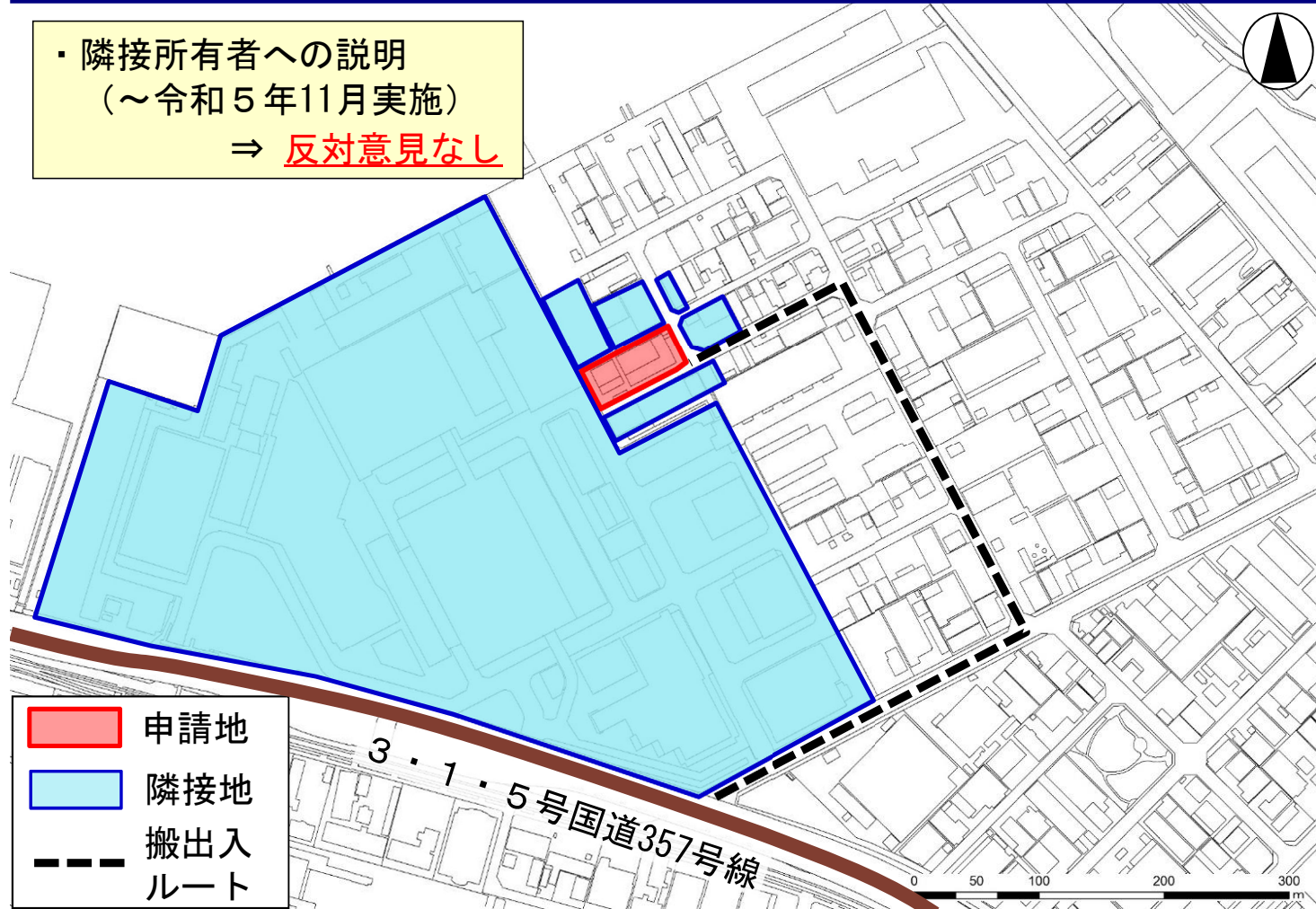
・ 周辺住民等※に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。

- ※ (1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する自治会等の団体
(2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者
(3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者

・ 自治会等団体への説明
(~令和5年4月実施)
⇒ 反対意見なし



・ 隣接所有者への説明
 (～令和5年11月実施)
 ⇒ 反対意見なし



■ 申請地
 ■ 隣接地
 --- 搬出入ルート

■ 立地

工業地域に立地していること

■ 道路・交通等

幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないように対策を講じていること

■ 周辺環境

大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して、十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること

■ 住民説明

隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること
 以上により許可基準に適合しており、

本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考える。

■ 議第1418号

建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

【名称】 アイテック(株) 産業廃棄物中間処理施設

【申請者】 アイテック株式会社

【位置】 横浜市金沢区福浦二丁目15番16及び15番17

【用途地域等】 工業地域

【施設概要】

種類	産業廃棄物処理施設(焼却処理施設)
取扱廃棄物	汚泥、廃油、廃プラスチック類、 その他(燃え殻、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、感染性産業廃棄物)

➡ 新たに、産業廃棄物処理施設の焼却処理施設を新設

許可対象処理施設		許可対象処理能力	処理能力(計画)	備考
(処理方式)	(品目)			
焼却	汚泥	10m ³ /日超	19.68m ³ /日	
	廃プラスチック類	1t/日超	37.44t/日	
	その他	6t/日超	72.00t/日	
	廃油	4m ³ /日超	2.88m ³ /日	許可対象外

【本件の許可内容】

・ 計画処理能力が許可対象処理能力を超える施設を新たに設置

➡ 建築基準法第51条の許可が必要

位置図

57



航空写真

58



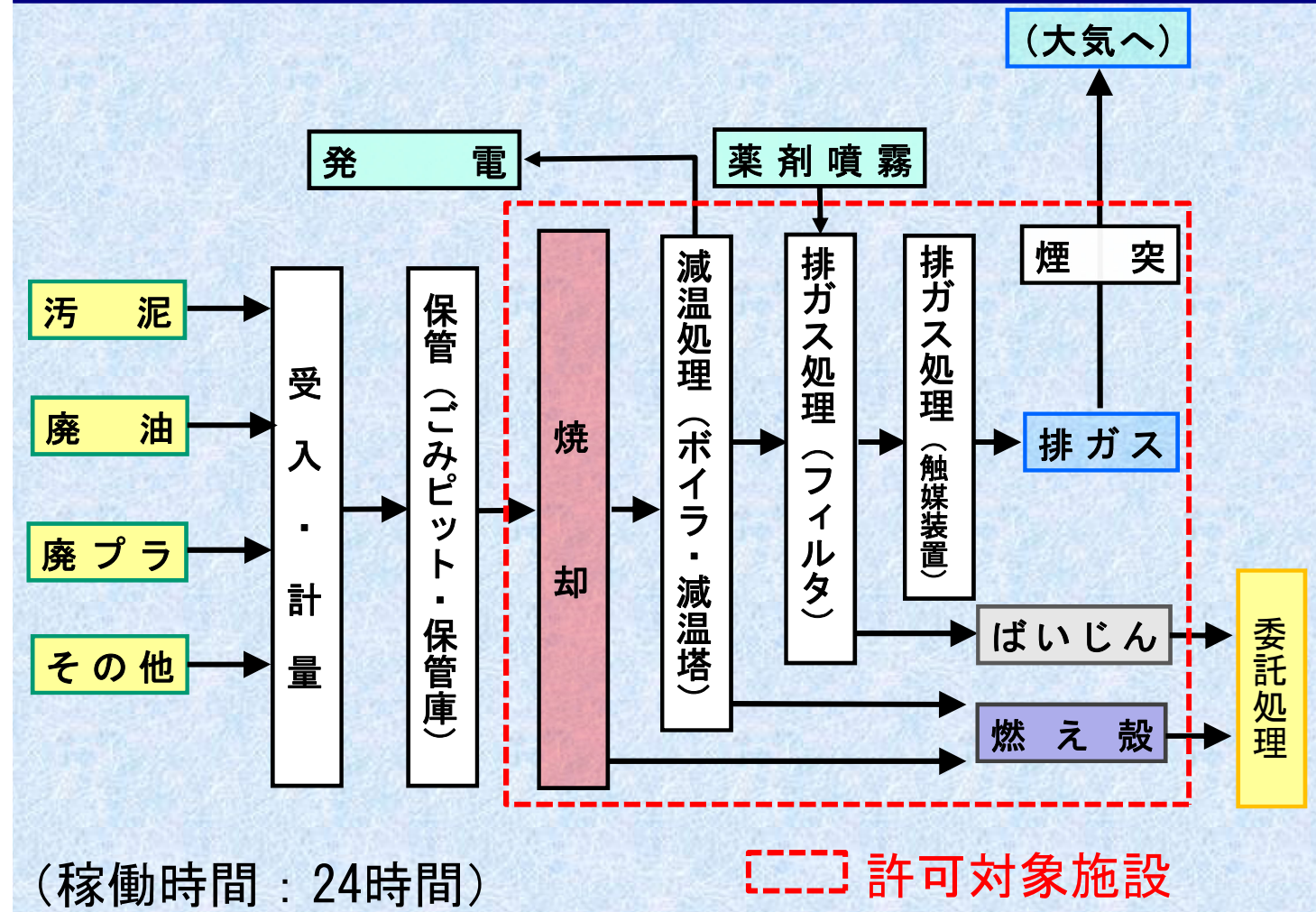
周辺状況

59



処理フロー

60

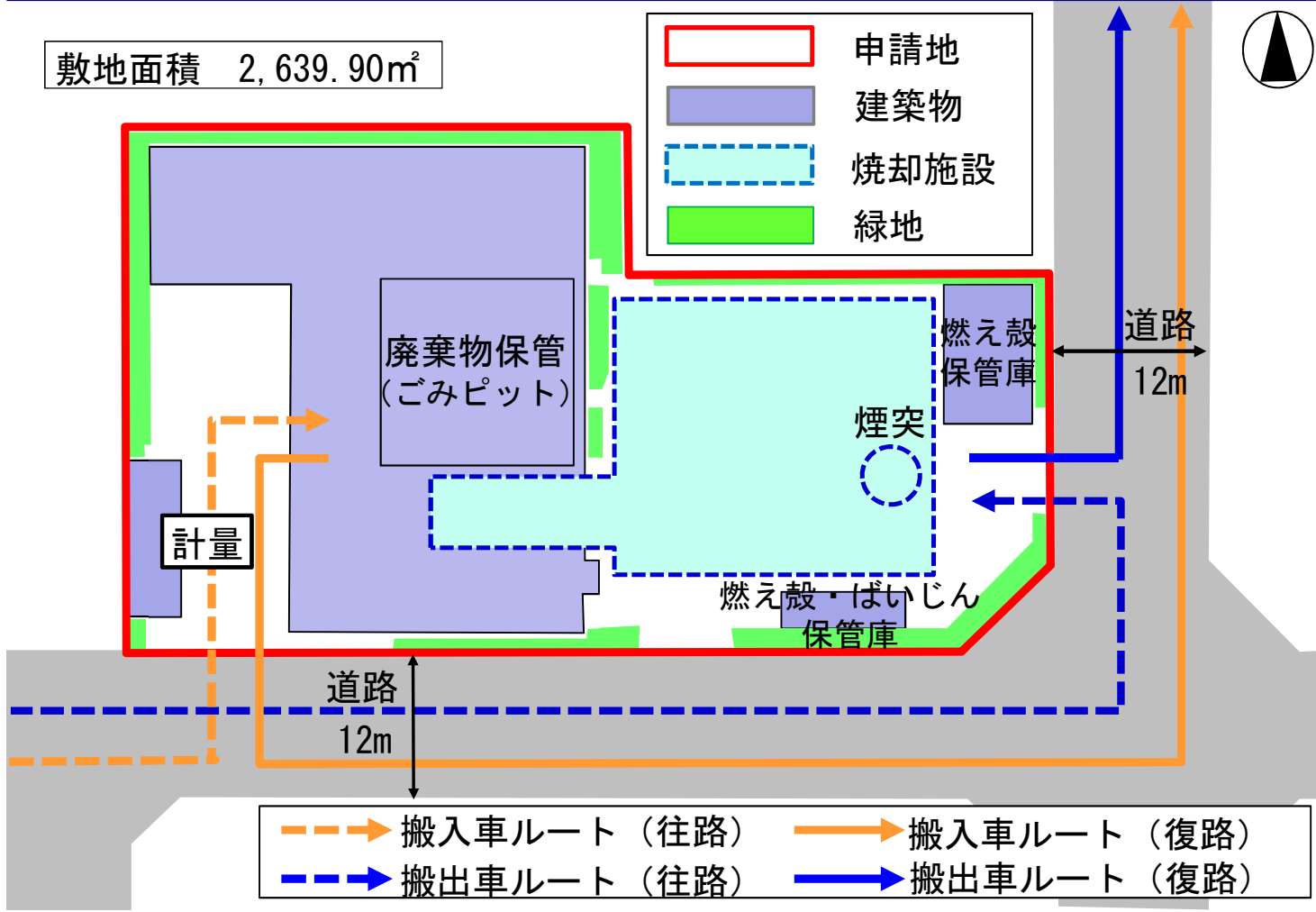


■ 処理フロー（配置図）

61

敷地面積 2,639.90㎡

- 申請地
- 建築物
- 焼却施設
- 緑地



■ 建築基準法第51条許可基準

62

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

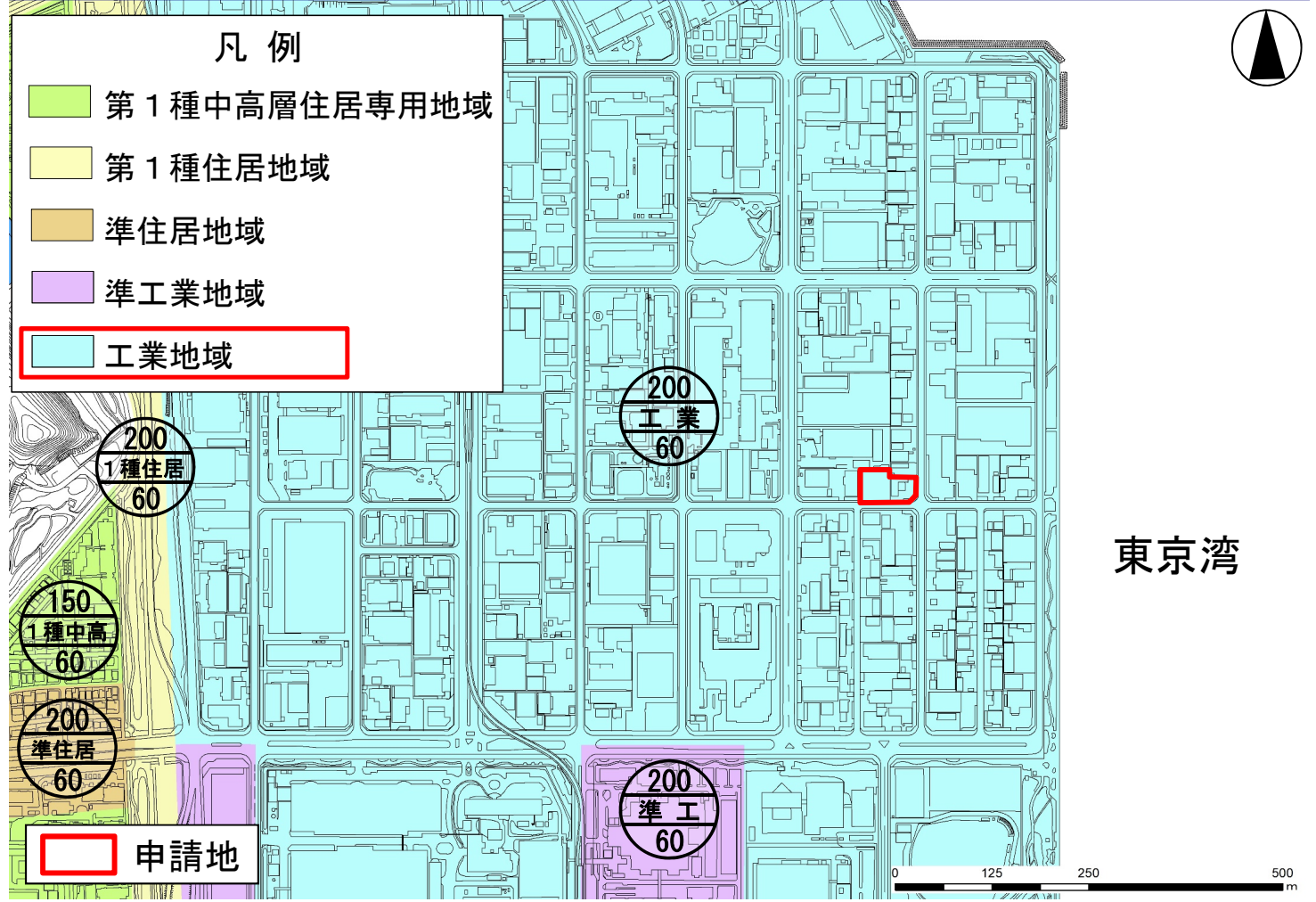
■ 建築基準法第51条許可基準【立地】

63

- ・ 工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とする。
- ・ 準工業地域又は市街化調整区域に建築する場合は、風致地区、地区計画、建築協定が指定されていない地区（区域）とする。
- ・ 住居系又は商業系の用途地域には建築しない。

■ 用途地域

64



■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

・ 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違うことができる幅員※を有すること。

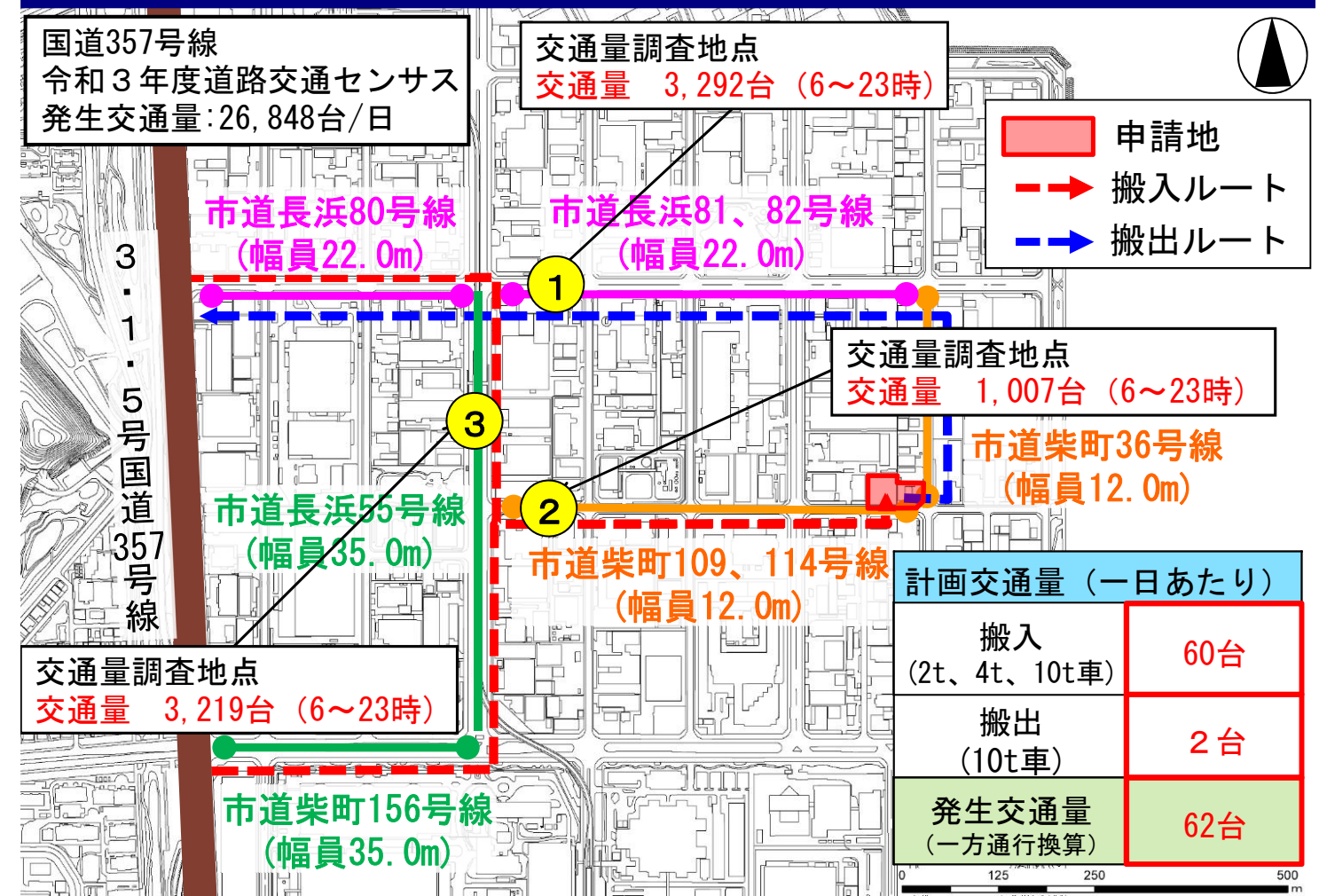
※搬出入車両が大型車：6.5m以上
普通車：5.0m以上

・ 処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないように、対策を講じること。

■ 搬出入ルート



■ 搬出入ルート (交通量)

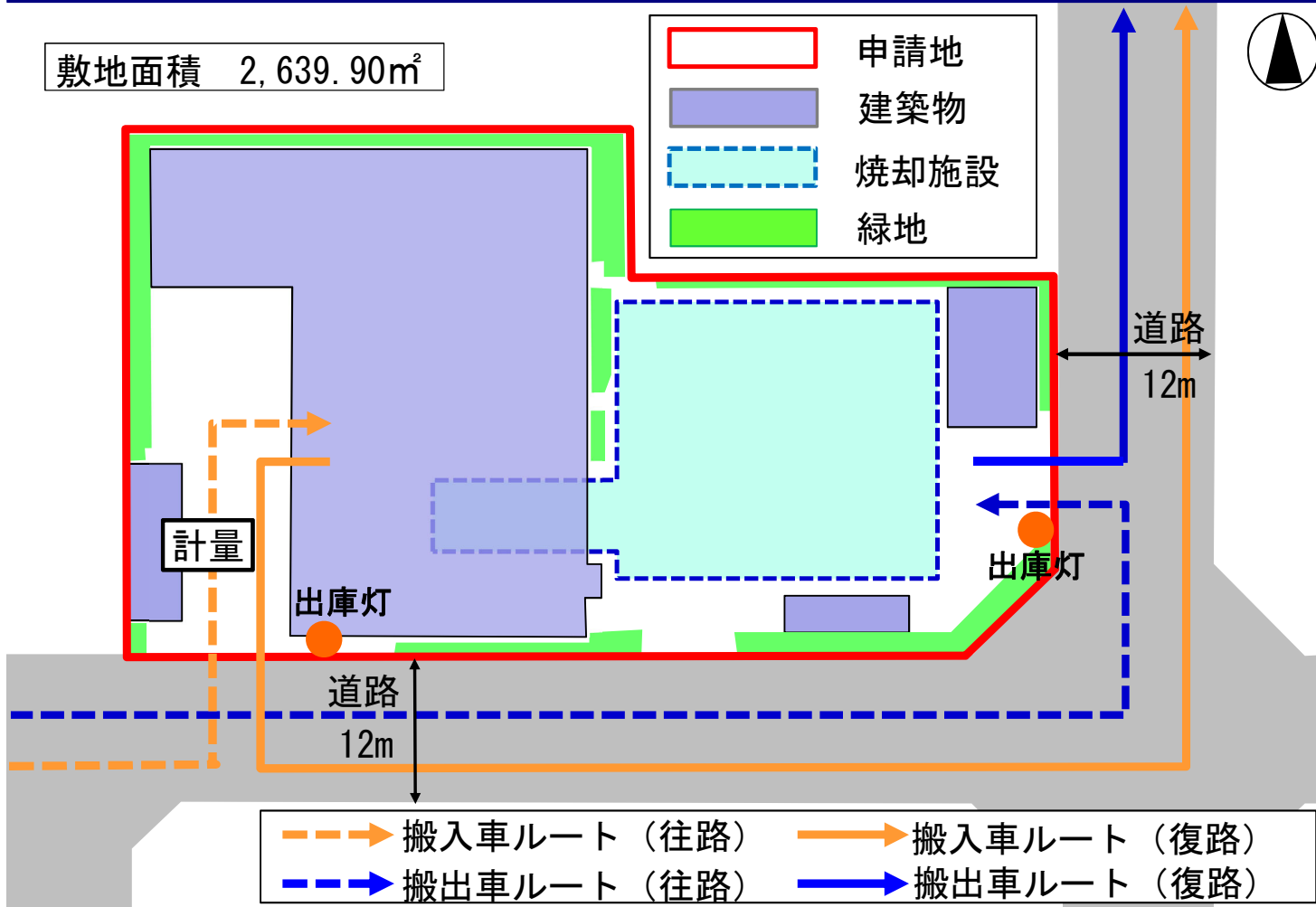


■搬出入ルート（平面図）

69

敷地面積 2,639.90㎡

- 申請地
- 建築物
- 焼却施設
- 緑地



- 搬入車ルート（往路）
- ← 搬入車ルート（復路）
- 搬出車ルート（往路）
- ← 搬出車ルート（復路）

■建築基準法第51条許可基準

70

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

■建築基準法第51条許可基準【周辺環境】

71

・内陸部に処理施設を建築する場合は、原則として学校、病院等※1に近接しないこと。

※1 学校、病院、診療所、児童福祉施設若しくは老人福祉施設又は住居系の用途地域内の住宅

・特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、これらに著しい影響※2を与えないよう、十分な対策※3を講じること。

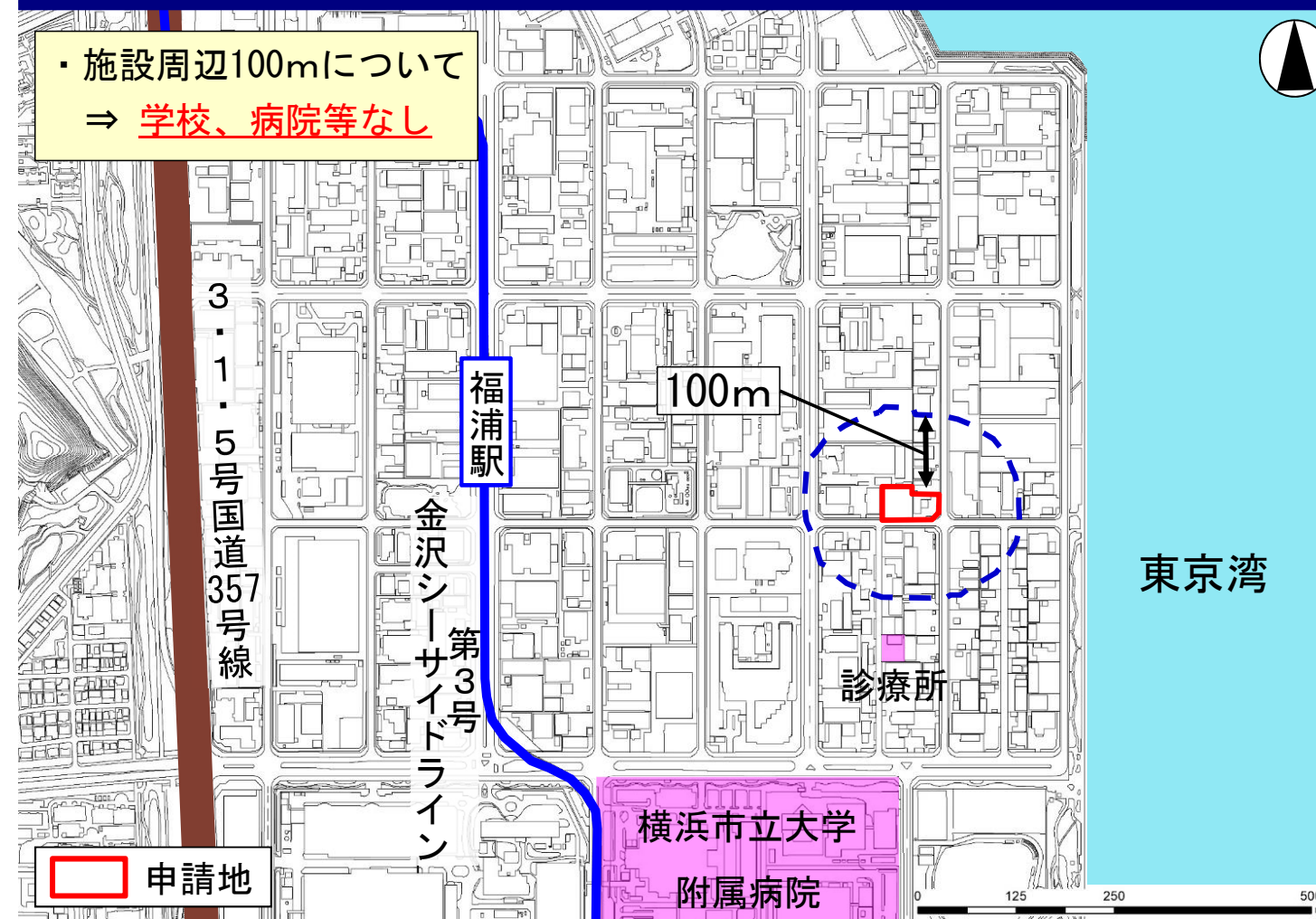
※2 処理施設に起因する騒音、振動又は悪臭

※3 学校、病院等の敷地境界線において、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく住居地域の基準を満たす対策

■住民説明

72

・施設周辺100mについて
⇒ 学校、病院等なし



- ・ 周辺環境への影響が想定される項目について、生活環境影響調査を実施

【調査項目】

- ・ 大気質
- ・ 騒音
- ・ 振動
- ・ 悪臭

➡ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満たす計画

【排気筒(煙突)排ガスの排出に伴う影響予測】

予測項目	環境基準	最大着地濃度地点予測値
二酸化窒素 (ppm)	0.04ppm以下 (日平均値)	0.027ppm (日平均値)
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.10mg/m ³ 以下 (日平均値)	0.045mg/m ³ (日平均値)
二酸化硫黄 (ppm)	0.04ppm以下 (日平均値)	0.004ppm (日平均値)
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	0.0112pg-TEQ/m ³ (年平均値)

(稼働時間：24時間)

関係法令：環境基本法
ダイオキシン類対策特別措置法
横浜市生活環境の保全等に関する条例

【施設の稼働に伴う影響予測】

	市条例※に基づく規制基準	敷地境界における最大予測値
騒音	70 dB (8時~18時)	56 dB
	65 dB (6時~8時、18時~23時)	55 dB
	55 dB (23時~翌6時)	55 dB
振動	70 dB (8時~19時)	59 dB
	60 dB (19時~翌8時)	59 dB

【排気筒(煙突)排ガスの排出に伴う影響予測】

	市条例※に基づく規制基準	最大着地濃度地点予測値
悪臭	臭気指数 15	10未満

(稼働時間：24時間)

関係法令：騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
横浜市生活環境の保全等に関する条例(※)

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

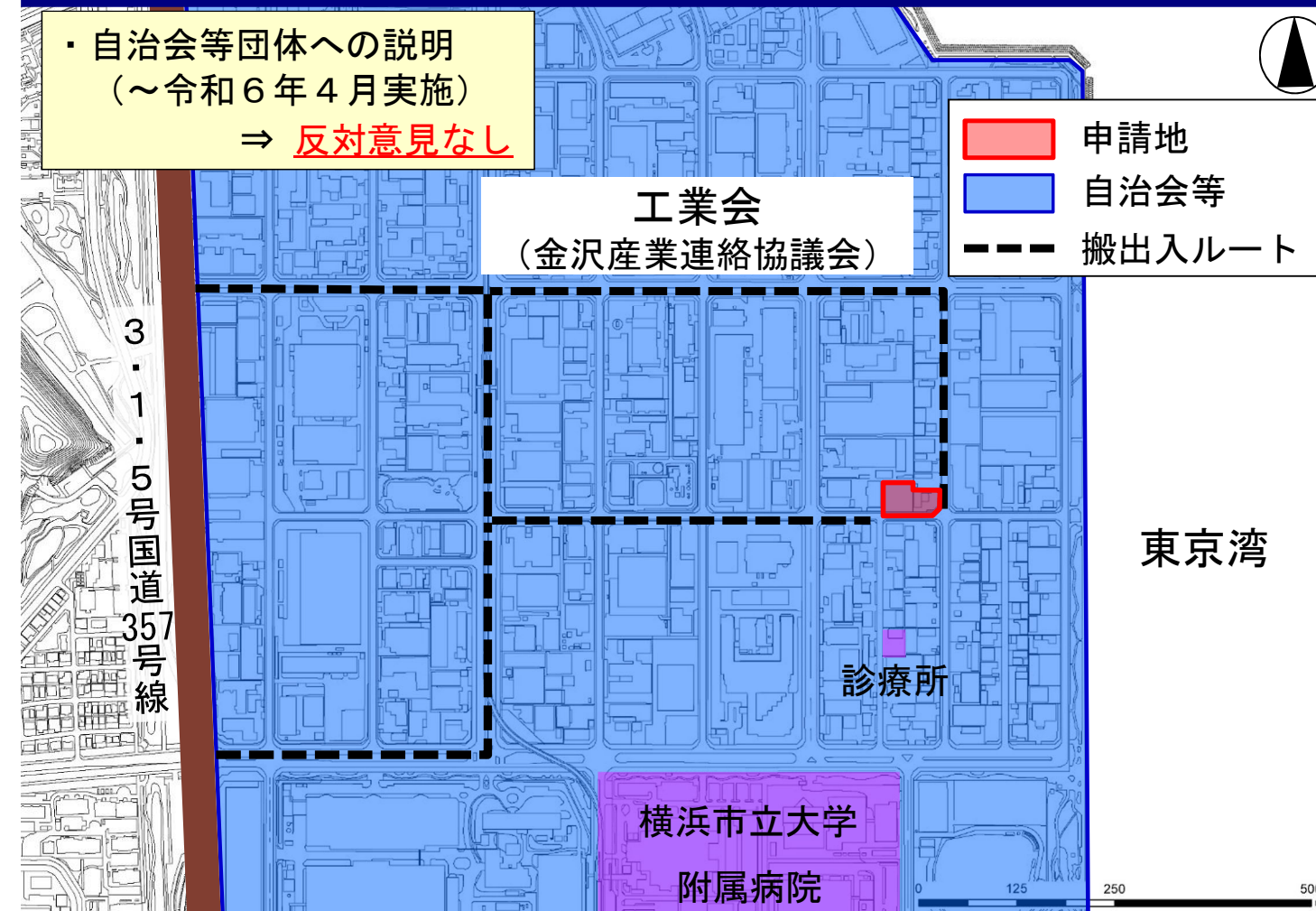
■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

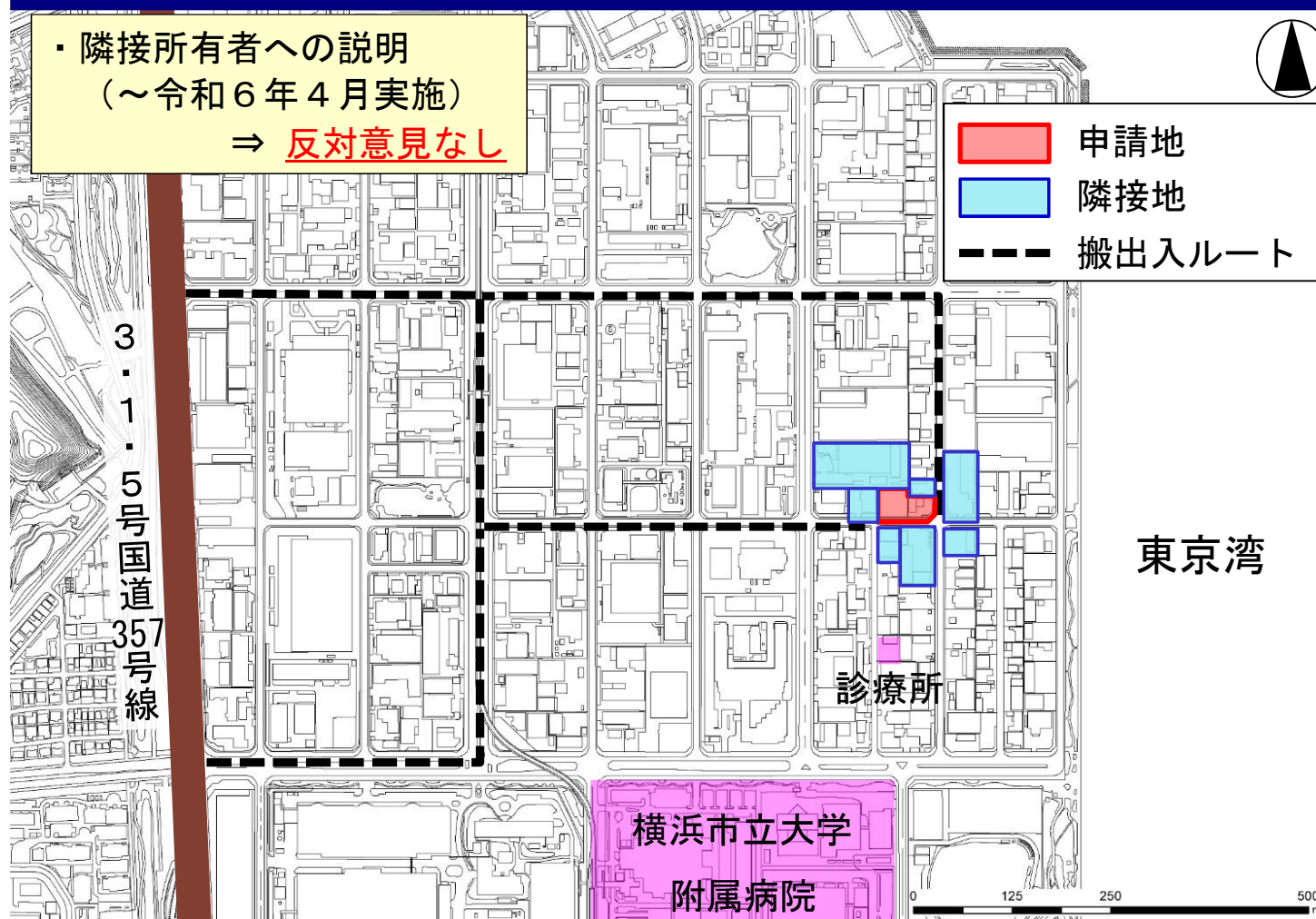
・周辺住民等※に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。

- ※ (1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する自治会等の団体
 (2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者
 (3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者

・自治会等団体への説明
 (～令和6年4月実施)
 ⇒ 反対意見なし



・隣接所有者への説明
 (～令和6年4月実施)
 ⇒ 反対意見なし



■立地

工業地域に立地していること

■道路・交通等

幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違えることができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないように対策を講じていること

■周辺環境

大気質・騒音・振動・悪臭の発生源に対して、十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること

■住民説明

隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること
 以上により許可基準に適合しており、

本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考える。

■ 案件概要

81

■ 議第1419号

建築基準法第51条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

【名称】株式会社クリーン産業 金沢中間処理場

【申請者】株式会社クリーン産業

【位置】横浜市金沢区福浦二丁目18番7

【用途地域等】工業地域

【施設概要】

種類	産業廃棄物処理施設（中間処理施設）
取扱廃棄物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 <u>がれき類</u>

➡産業廃棄物処理施設の中間処理施設を更新

■ 建築基準法第51条の適用（産業廃棄物処理施設）

82

許可対象処理施設		許可対象処理能力	処理能力	
(処理方式)	(品目)		(変更前)	(変更後)
破砕	廃プラスチック類	<u>6 t / 日超</u>	4.68t/日	<u>134.81t/日</u>
	木くず	<u>100 t / 日超</u>	4.05t/日	<u>203.83t/日</u>
	がれき類	<u>100 t / 日超</u>	6.12t/日	<u>568.48t/日</u>

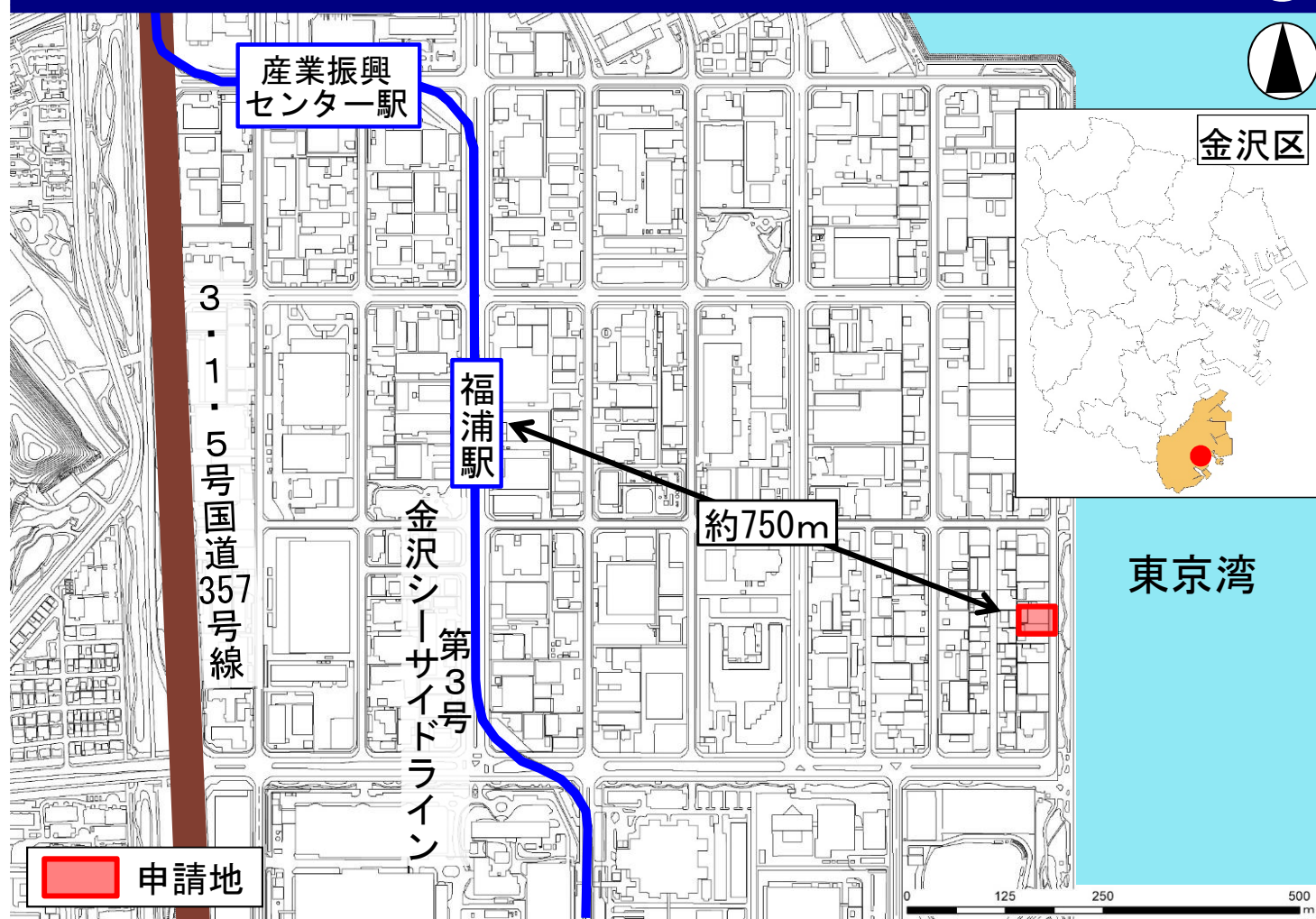
【本件の許可内容】

・計画処理能力が許可対象処理能力を超える施設を新たに設置

➡ **建築基準法第51条の許可が必要**

■ 位置図

83



■ 航空写真

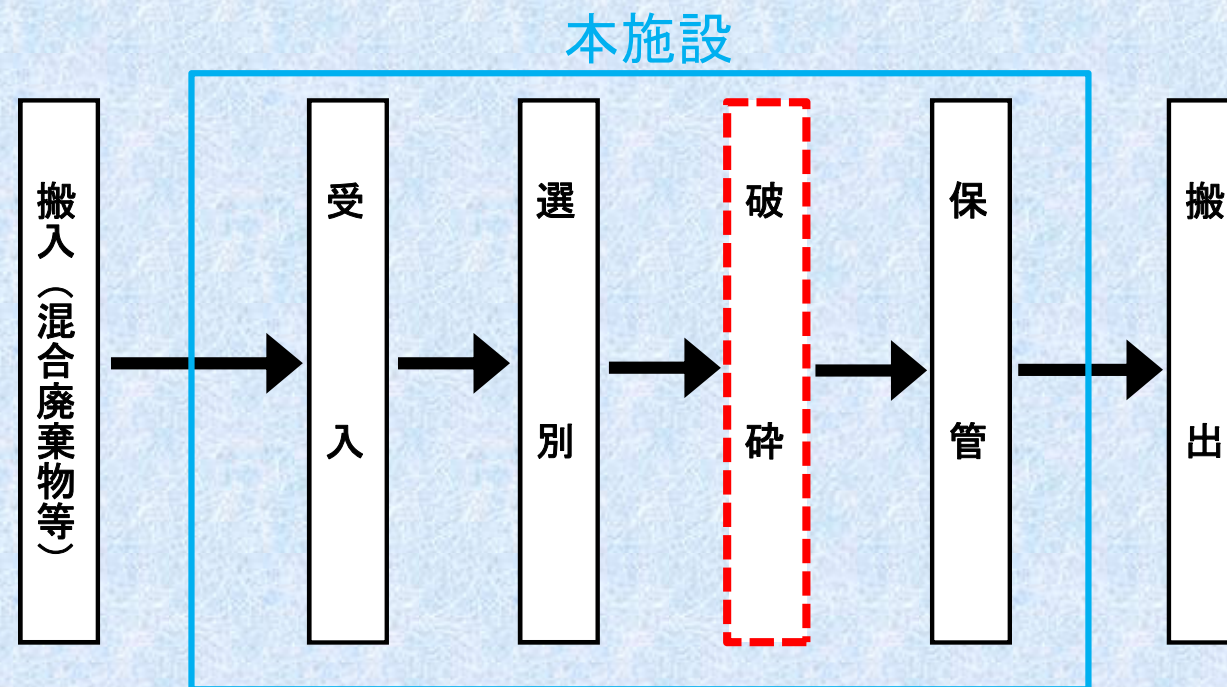
84



■ 周辺状況



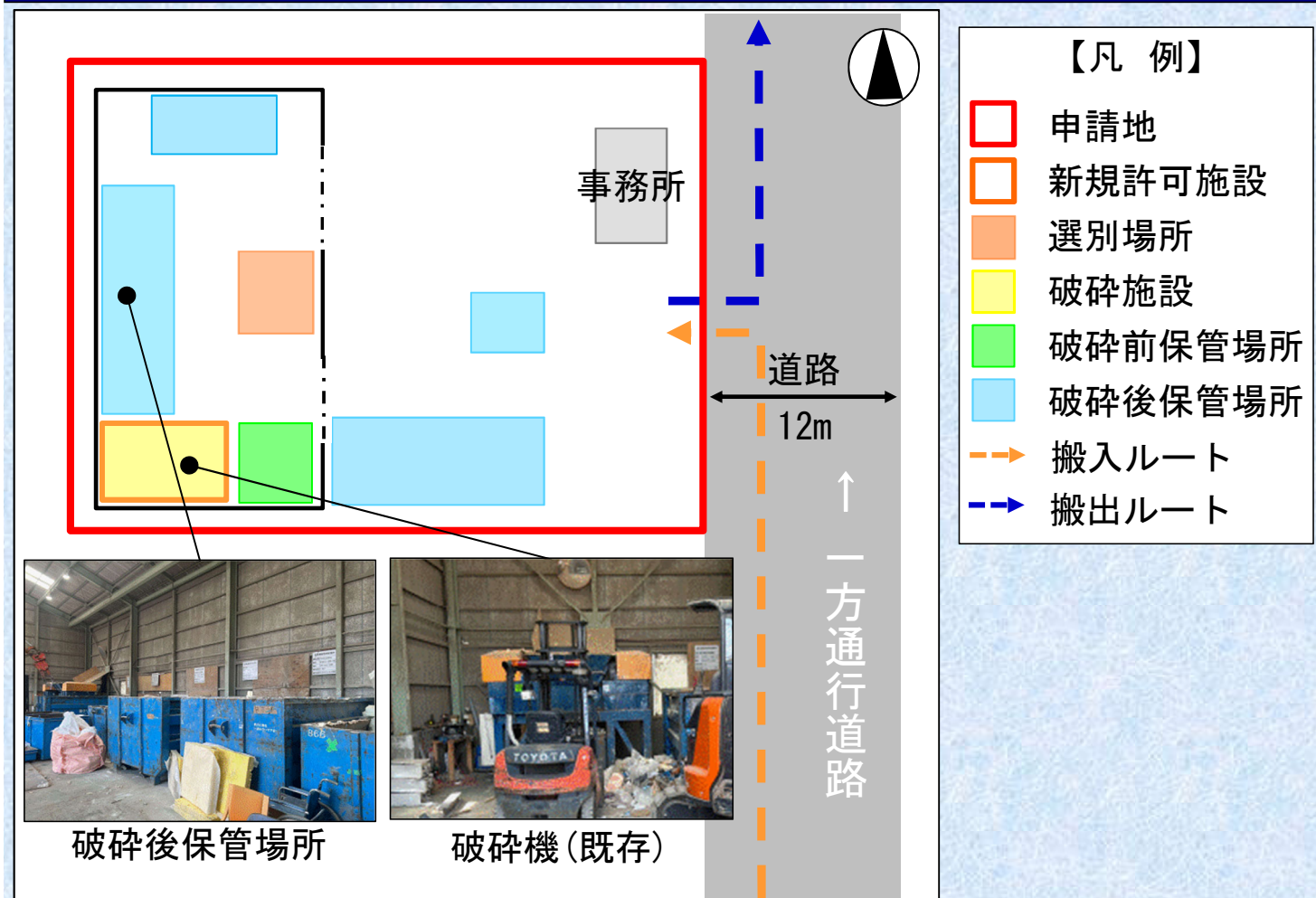
■ 処理フロー



(稼働時間：6時～23時)

許可対象施設

■ 処理フロー (配置図)



■ 建築基準法第51条許可基準

立地

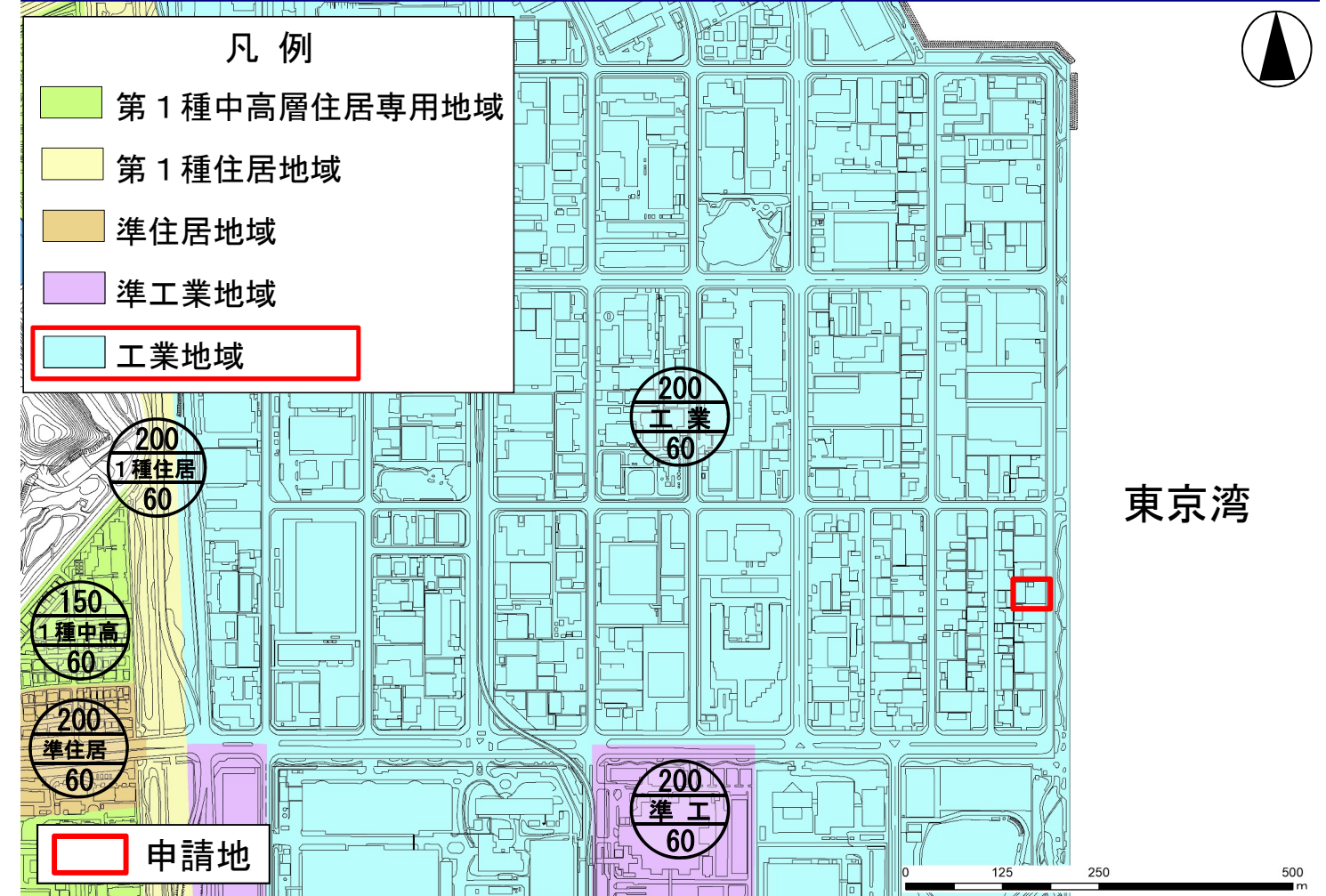
道路・交通等

周辺環境

住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

- ・ 工業地域又は工業専用地域に建築することを基本とする。
- ・ 準工業地域又は市街化調整区域に建築する場合は、風致地区、地区計画、建築協定が指定されていない地区（区域）とする。
- ・ 住居系又は商業系の用途地域には建築しない。



■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

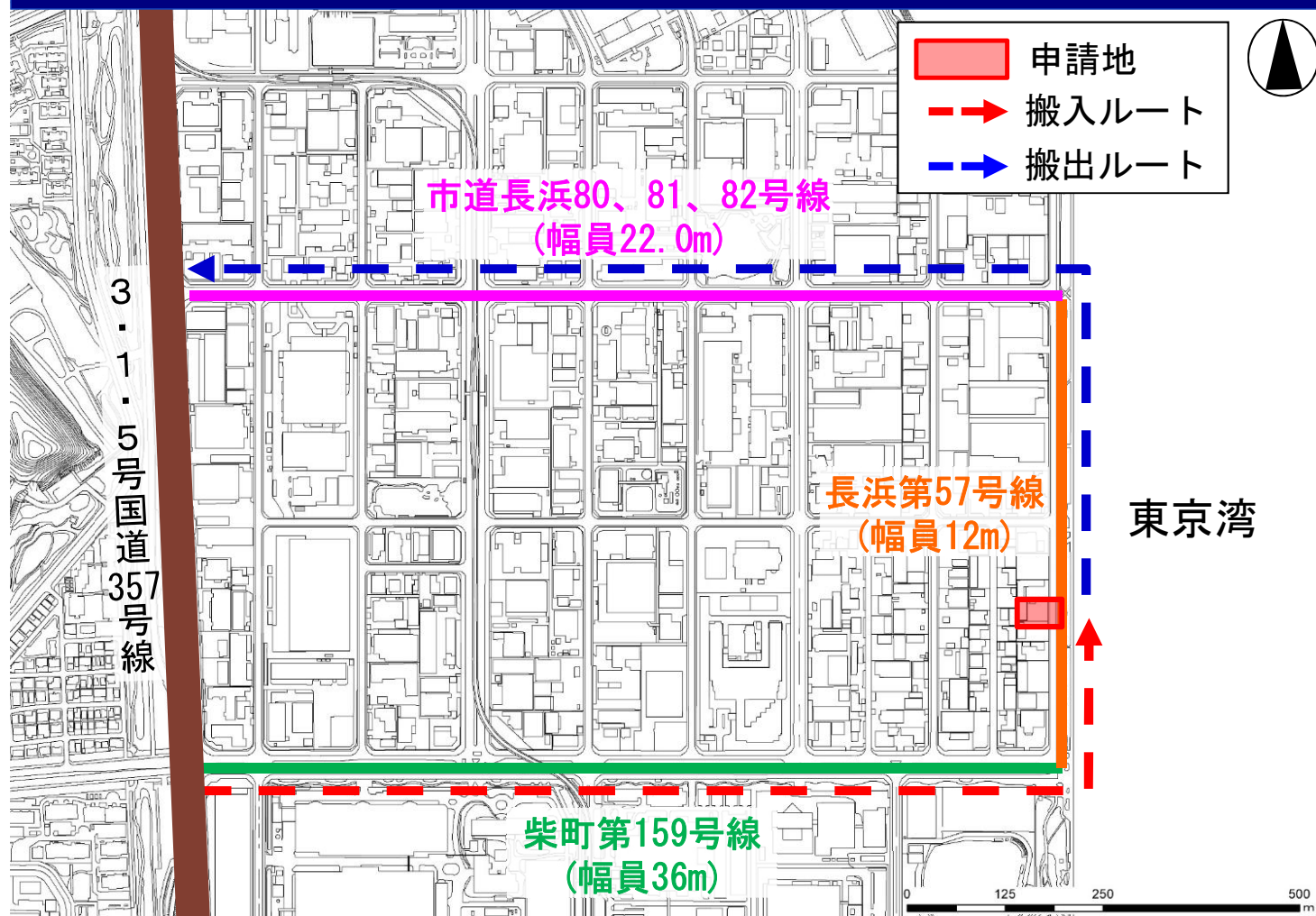
- ・ 処理施設から幹線道路に至る間の道路は、搬出入車両が安全にすれ違えることができる幅員※を有すること。

※搬出入車両が大型車：6.5m以上
普通車：5.0m以上

- ・ 処理施設の周辺道路の交通に支障が生じないように、対策を講じること。

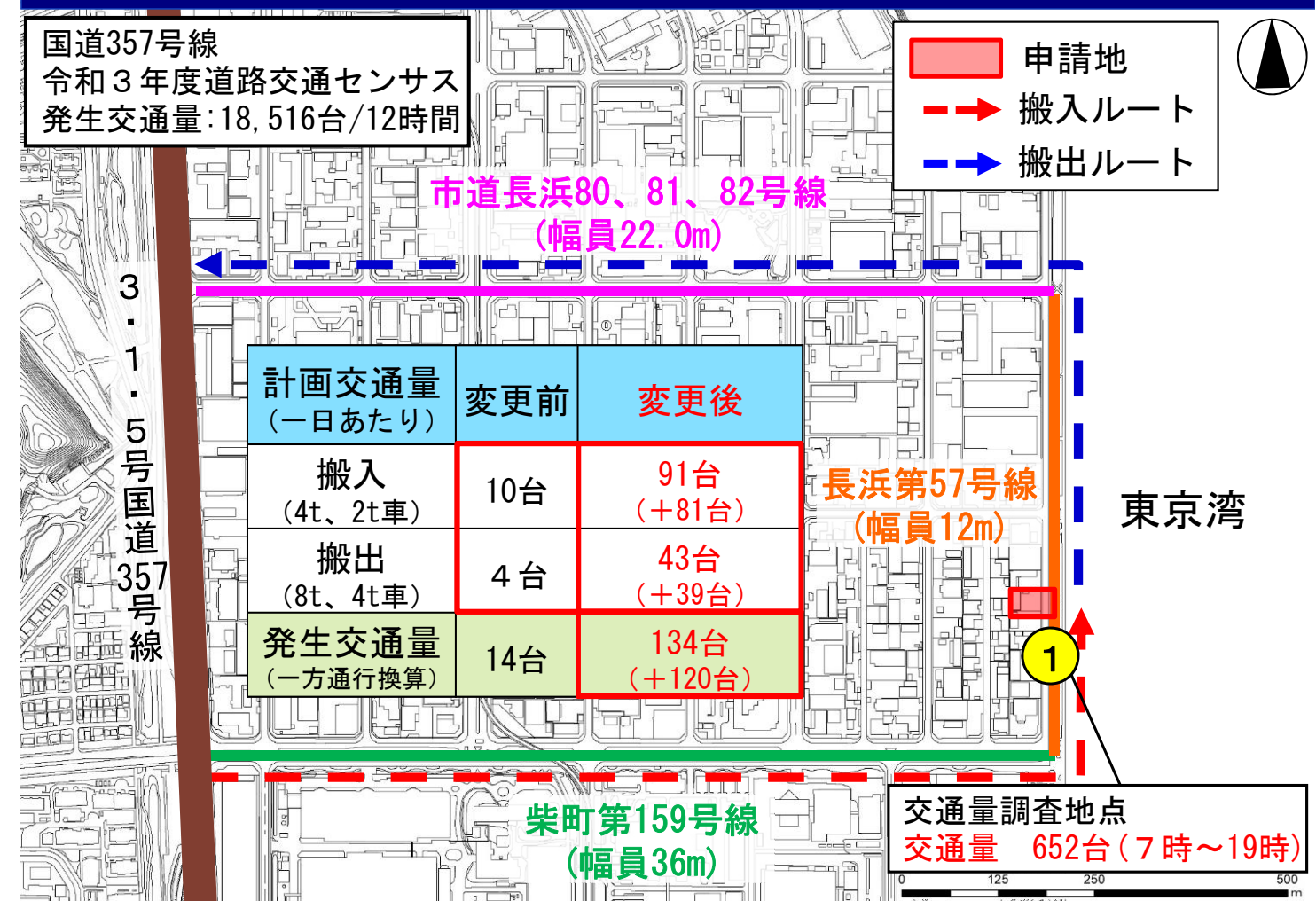
■搬出入ルート

93



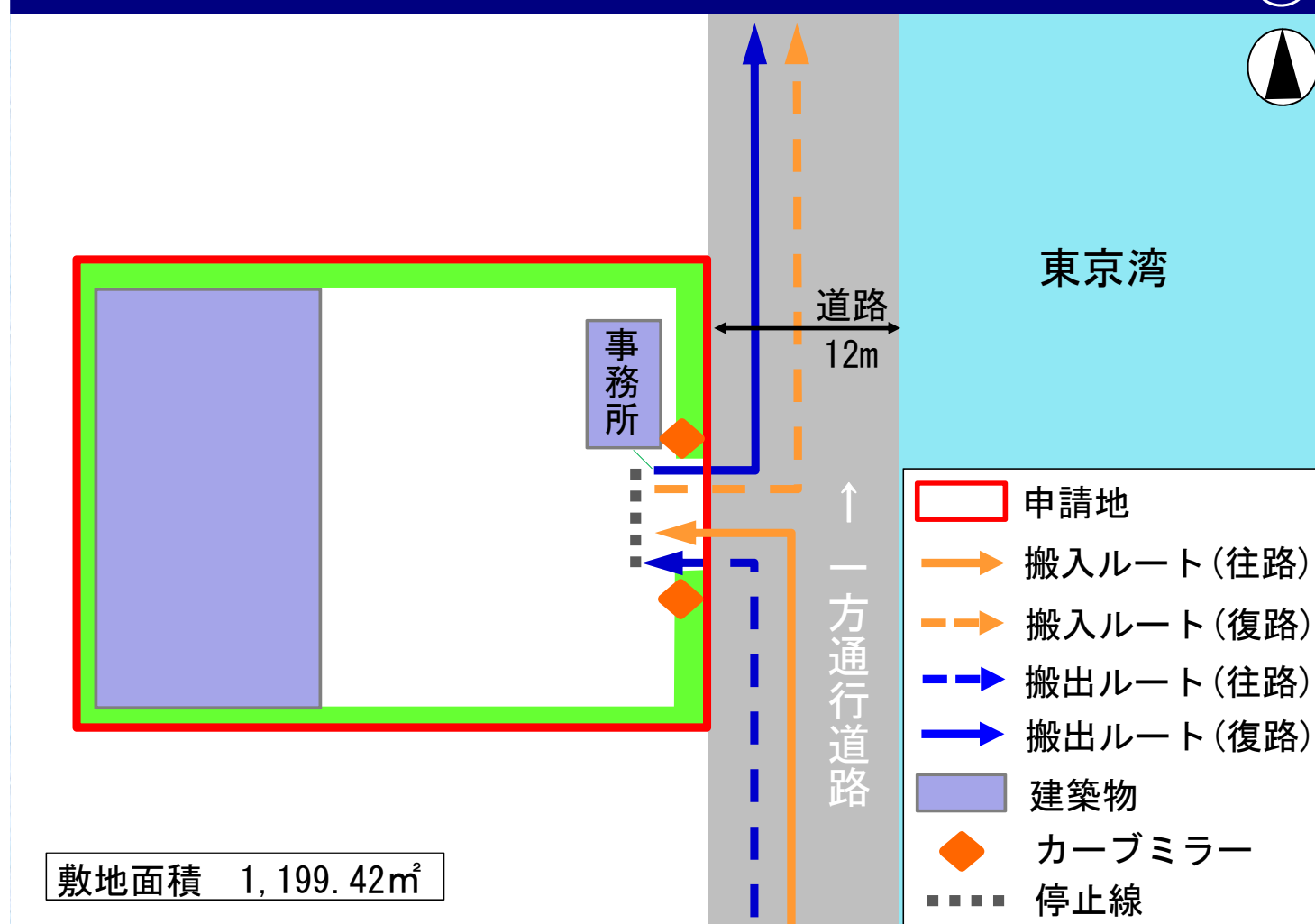
■搬出入ルート (交通量)

94



■搬出入ルート (平面図)

95



■建築基準法第51条許可基準

96

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

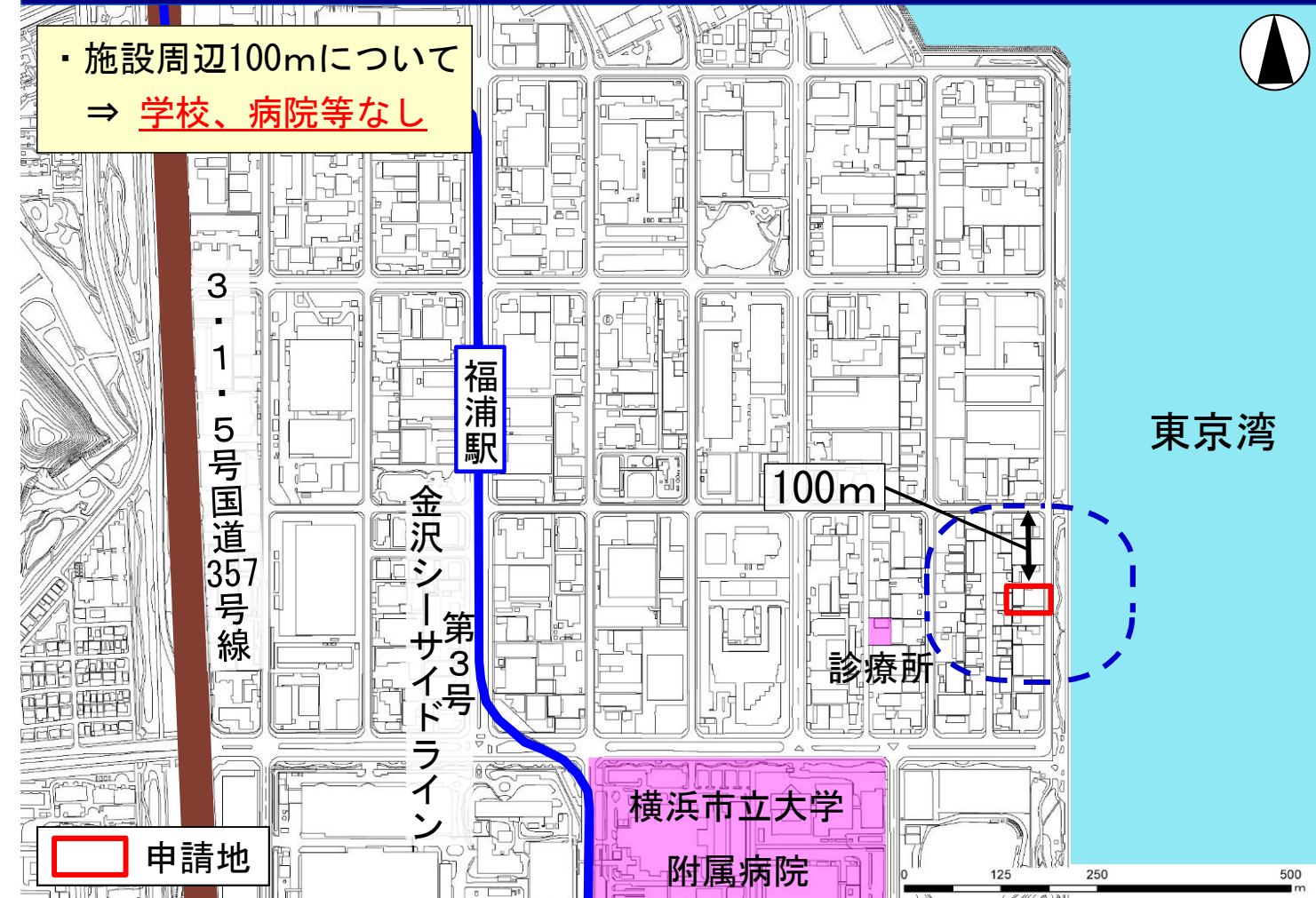
・ 内陸部に処理施設を建築する場合は、原則として学校、病院等※1に近接しないこと。

※1 学校、病院、診療所、児童福祉施設若しくは老人福祉施設又は住居系の用途地域内の住宅

・ 特に、100m以内に学校、病院等がある場合は、これらに著しい影響※2を与えないよう、十分な対策※3を講じること。

※2 処理施設に起因する騒音、振動又は悪臭

※3 学校、病院等の敷地境界線において、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく住居地域の基準を満たす対策



・ 周辺環境への影響が想定される項目について、生活環境影響調査を実施

【調査項目】

- ・ 騒音
- ・ 振動
- ・ 悪臭

➡ 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」の規制基準を満たす計画

【施設の稼働に伴う影響予測】

	市条例※に基づく規制基準	敷地境界における最大予測値
騒音	65 dB (6時～8時)	64 dB
	70 dB (8時～18時)	64 dB
	65 dB (18時～23時)	64 dB
振動	70 dB (8時～19時)	57 dB
	60 dB (19時～翌8時)	57 dB
悪臭	臭気指数 15	10未満

(稼働時間：6時～23時)

関係法令：騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法
横浜市生活環境の保全等に関する条例(※)

■ 立地

■ 道路・交通等

■ 周辺環境

■ 住民説明

※詳細は、「建築基準法第51条に基づく産業廃棄物又は一般廃棄物の処理施設に関する許可基準」を参照
(平成18年4月1日 横浜市制定)

・ 周辺住民等※に建築計画の内容を説明し、理解を得るよう努めること。

- ※ (1) 幅員15m以上の幹線道路に至るまでの道路沿道住民等で組織する自治会等の団体
- (2) 隣接する敷地又は建築物の所有者又は管理者
- (3) 処理施設から100m以内の学校、病院等の所有者又は管理者

■ 住民説明

・ 自治会等団体への説明
(令和6年2月実施)

⇒ 反対意見なし

- 申請地
- 自治会等
- 搬出入ルート

工業会
(金沢産業連絡協議会)

東京湾

診療所

横浜市立大学
附属病院

3・1・5号国道357号線

0 125 250 500 m

■ 住民説明

・ 隣接所有者への説明
(令和6年2月実施)

⇒ 反対意見なし

- 申請地
- 隣接地
- 搬出入ルート

工業会
(金沢産業連絡協議会)

東京湾

診療所

横浜市立大学
附属病院

3・1・5号国道357号線

0 125 250 500 m

■立地

工業地域に立地していること

■道路・交通等

幹線道路に至る間の道路は搬出入車両が安全にすれ違うことができる十分な幅員を有しており、かつ、周辺道路の交通に支障を生じないように対策を講じていること

■周辺環境

騒音・振動・悪臭の発生源に対して、十分な対策を講じることで、生活環境影響調査の予測値が基準値以下となるなど、周辺環境に配慮した計画としていること

■住民説明

隣接所有者等に事業内容を説明し、理解を得ていること

以上により許可基準に適合しており、

本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考える。